



地域の恵みを守り、人と人をつなぐ  
安曇野の農業と農村の振興を

清冽な水をイメージさせる安曇野は、豊かな四季の変化と共にそこに生活する人が  
培い育てた“ふるさと”です。また、地域に生きづく文化や習慣は安曇野で暮らす  
私たちに誇りと活力を与え、多くの人々を魅了し続けています。

「安曇野」を創る農業と、それを担う農村の保全は、田園産業都市を目指す本市の根幹  
ともいうべきものですが、一方で、現在の農業は技術的な課題だけでなく、農業従事者の  
高齢化や後継者不足、農畜産物の価格の低迷に加え、TPP 問題や国の農業改革など多くの  
課題から深刻さを増しています。

今、改めて農業と農村のあり方について考え、堅守すべきものと未来ある変革を選択  
し、異業種との連携も視野に新たな扉を開き、安曇野市の農業と農村の持続的発展を図る  
ため「第2次農業農村振興基本計画および振興計画」を策定しました。

本計画は第1次計画に引き続き3つの柱として、1. 農業で「稼ぐ」、2. 田園を「守る」、  
3. 安曇野に「生きる」を振興戦略として定め、安曇野市のメッセージとして、課題  
解決に向けた、より具体的な仕組みづくりについて提案しています。この計画が実現性  
を持つためにも、農業者をはじめ、関係団体等、そして多くの市民の皆様と協働して  
取り組みを進めます。

農業者が夢を持ってこの地に生き、多くの人々が安曇野市に暮らし続けたいと感じる  
よう、また、今後も“ふるさと”安曇野が農業と農村の振興に関する先進地となるよう、  
計画を推進して参りますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに本計画策定にあたり、ご尽力いただきました農業農村振興計画策定委員会の  
皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました同推進委員会、ならびに市民の  
皆様に心より感謝を申し上げます。

平成 29 年 3 月

安曇野市長

宮澤宗弘

第2次 安曇野市  
農業・農村振興基本計画および振興計画

目 次

◆ 基本計画

第1章 計画理念

- 1 計画の必要性 ..... 1
- 2 計画の理念 ..... 2
- 3 振興戦略の体系 ..... 2

第2章 基本事項

- 1 計画の位置づけ ..... 3
- 2 計画の期間 ..... 3
- 3 計画の推進体制 ..... 3
- 4 計画策定の背景 ..... 5

第3章 重点的に解決すべき課題

- 1 解決すべき課題 ..... 13

第4章 安曇野からのメッセージ

- 1 課題解決に向けた仕組みづくり ..... 15

◆ 振興計画

第5章 計画

- 1 農業で「稼ぐ」～経営する～ ..... 19
  - 1-1 経営基盤の強化 ..... 20
  - 1-2 ブランド力の強化 ..... 22
  - 1-3 農産物直売所を拠点とした6次産業化等の推進 ..... 27
  - ◎ 部門別振興方針 ..... 30
- 2 田園を「守る」～維持する～ ..... 40
  - 2-1 農村の活性化 ..... 41
  - 2-2 農業後継者の確保・育成 ..... 43
  - 2-3 田園環境や景観の保全 ..... 46
- 3 安曇野に「生きる」～暮らす～ ..... 52
  - 3-1 農のある暮らしの充実 ..... 53
  - 3-2 環境資源の保全・活用 ..... 58
  - 3-3 環境問題への対処 ..... 61

第6章 人材バンク制度

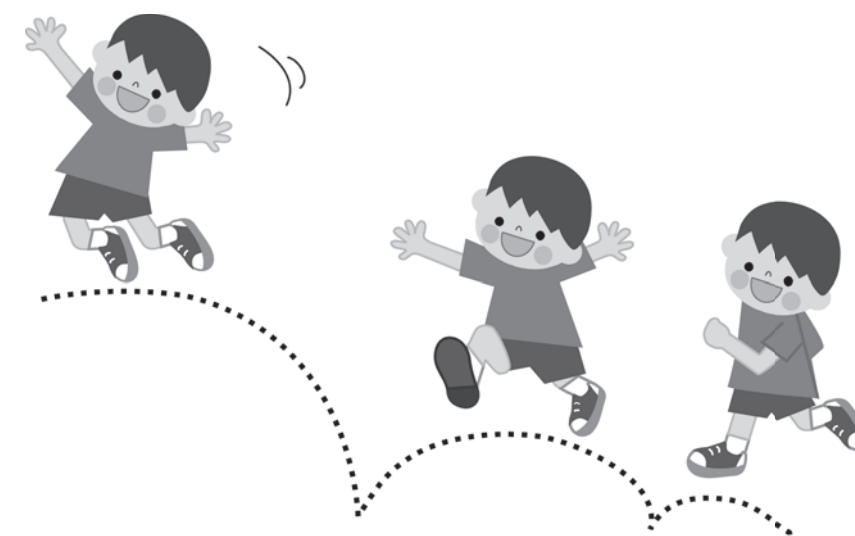
- 1 農業人材バンク制度 ..... 66



# 基本計画

## 参考資料

資料 1 : 安曇野市農業農村振興基本条例 .....	67
資料 2 : 安曇野市農業農村振興計画策定委員会設置要綱 .....	69
資料 3 : 安曇野市農業・農村振興基本計画 策定経過 .....	70
資料 4 : 安曇野市農業・農村振興基本計画 策定委員名簿 .....	71
資料 5 : 安曇野市農業・農村振興基本計画 調査部会・事務局名簿 .....	72



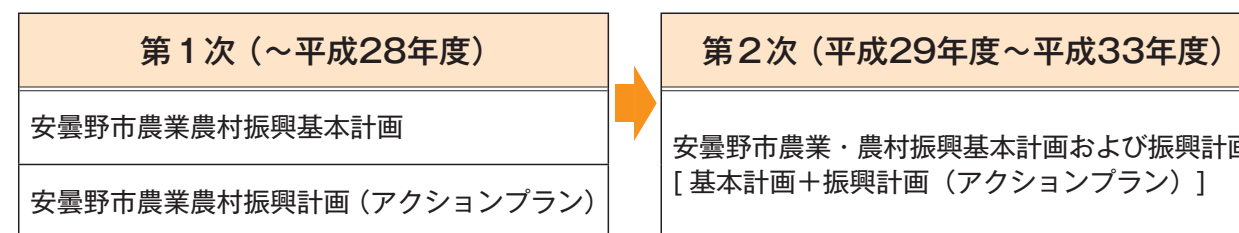
# 第1章 計画理念

## 1 計画の必要性

安曇野市の農業・農村を取り巻く状況は、高齢化と後継者不足、農産物販売価格の低迷など、国内農業全般に共通する深刻な課題を抱えています。これに加えて農産物の輸入と貿易自由化に係る国際情勢は、近年、急速に変化しています。

これら状況に対応する国や県および市の農業・農村施策や上位関連計画の内容を踏まえ、重点的な課題を中心に、安曇野市の農業・農村が直面している課題に的確に対応していく必要があります。

そこで安曇野市の地域特性を十分に踏まえた上で、農業・農村の抱える課題解決と着実な活性化を実現する戦略として、第1次「基本計画」（平成23年度策定）および「振興計画」（平成24年度策定）の計画内容を併せて改訂を行います。



### 《 計画の目指す方向性 》

- 安曇野市では、どのような社会情勢になっても、地域を挙げて、地域のまとまりによって、農業・農村へと押し寄せる困難を乗り越えていく、というメッセージを発信します。
- メッセージを伝える対象は、安曇野市民、市内の農家、農産物の大消費地である首都圏等の都市住民とし、広く共感を得ていきます。
- 安曇野には農業が必要不可欠な存在であると広く認識してもらい、必要な振興策を講じることで、安曇野市全体での取り組みを進め、農業・農村の振興を実現します。

## 2 計画の理念

安曇野市では、どのような社会情勢になっても、地域を挙げ、地域のまとまりによって、農業・農村へと押し寄せる困難を乗り越えていくメッセージとして、計画理念を次のように定めます。

### ◆ 計画理念

#### 確かな食でつながる 水とおひさまの郷

美しい大地を生かす <sup>いとなみ</sup> 生産に支えを  
農のある安曇野で <sup>くらし</sup> 満ち足りた生活を



#### 〔計画理念が表現する内容〕

##### 「確かな食でつながる水とおひさまの郷」

- ・安曇野の根本を支える農業と農村の大切さを、確かな食を通じて、市民全てが共有する
- ・北アルプスより流れる清浄な水、全国的にも長い日照時間を、環境特性として活用する

##### 「美しい大地を生かす 生産に支えを」

- ・高い知名度と恵まれた農業条件の上に、進取の気風を受け継いで、儲かる農業経営を確立する
- ・市民・大きな農家・小さな農家が力を合わせて、田園を守る

##### 「農のある安曇野で 満ち足りた生活を」

- ・環境の恵みを享受して暮らし、安曇野の田園風景と農産物のすばらしさを広く知ってもらおう
- ・自分で育てた農作物を、自分で食べる喜びを市民に広げる



計画理念を実現するための  
戦略体系「3つの柱」を設定

## 3 振興戦略の体系

計画の理念を実現するための振興戦略の骨格として、「3つの柱」を定めます。

### ◆ 「3つの柱」

- |        |       |          |
|--------|-------|----------|
| 1 農業で  | 「稼ぐ」  | ～ 経営する ～ |
| 2 田園を  | 「守る」  | ～ 維持する ～ |
| 3 安曇野に | 「生きる」 | ～ 暮らす ～  |



## 第2章 基本事項

### 1 計画の位置づけ

本計画は、第1次安曇野市総合計画で定めた分野別基本方針「豊かな産業のあるまちの形成」の実現に向けた、市の農業・農村の振興に関する実行計画として位置づけられ、「安曇野市農業農村振興基本条例」に基づいて立案されます。他の個別計画や国・県の計画との整合を保ち、必要に応じて国及び県の農業・農村振興施策と効果的に連携できる計画として策定します。

### 2 計画の期間

安曇野市の農業・農村の進むべき方向として、長期的な展望も視野に入れながら、実際に直面している重要な課題を解決するため、計画期間は平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間とします。

ただし、農業を取り巻く国際情勢の変化等に対しては、迅速かつ的確に対応する必要があります。従って社会情勢の変化に柔軟に対応していくため、計画内容については必要に応じて見直すことにより、計画の実効性を確保します。

### 3 計画の推進体制

#### ◆ 安曇野市農業・農村振興計画推進委員会

計画を改善し、推進していく組織として、農家・市民・消費者の代表などが参加する「安曇野市農業農村振興計画推進委員会」（以下、推進委員会と呼ぶ）が設置されており、定期的に進捗状況を確認し評価します。

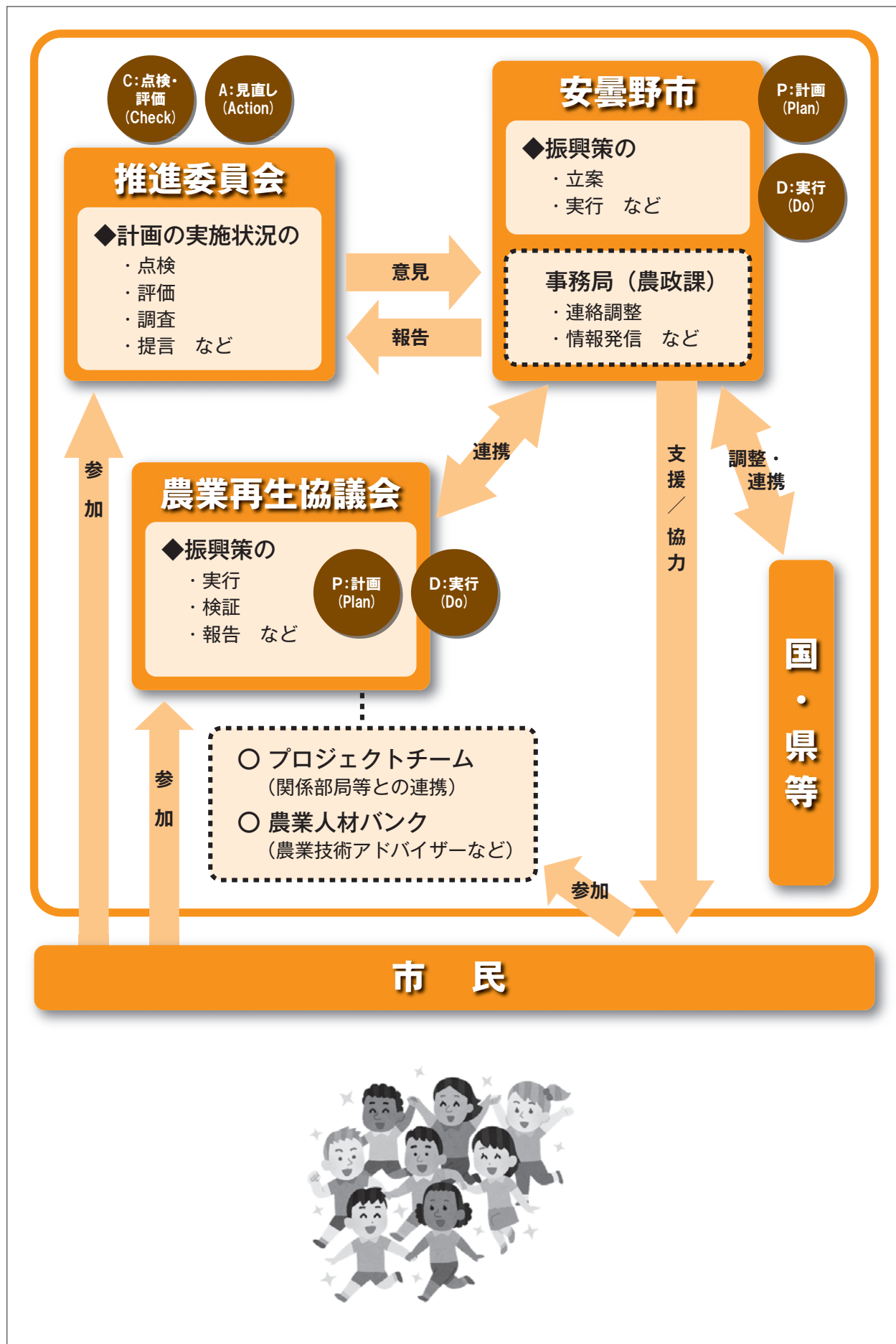
#### ◆ 安曇野市

農政課が事務局となり、振興策の実施状況等を推進委員会に報告して、計画や施策の改善等に対する意見を求めます。推進委員会からの意見を受けて、事務局は関係部局と連携し、市が実施する振興策を講じます。

安曇野市農業再生協議会を活用しながら、市が主導して関係部局や外部組織と連携した「プロジェクトチーム」を編成し、農業・農村の振興に積極的に取り組む制度を立ち上げます。また、観光、商工業をはじめとする他分野との連携と強化も目的としています。

#### ◆ 安曇野市農業再生協議会

市、JA、農家等が連携した「農業再生協議会」が取り組む振興策を講じ、実行します。



## 4 計画策定の背景

振興策の検討に先立ち、(1)「安曇野市の農業の変遷」を紹介しつつ、本市の農業・農村が直面する喫緊の課題である(2)「米の生産調整の見直し」と(3)「TPP協定に関する動向」の概要を整理します。

### (1) 安曇野市の農業の変遷

安曇野の歴史は水と土をめぐる農業の歴史そのものといえます。北アルプスの山裾に広がる田園風景は、作家 白井吉見による小説「安曇野」の舞台として、常に全国の人々の憧れの的となっています。

全国に誇れる安曇野の田園風景を形成してきた安曇野市の農業や、安曇野の起源と農業用水の開発の歴史について、以下に概観します。

参考：「安曇野水土記」(関東農政局安曇野農業水利事業所 発行)、  
「ふるさと安曇野 安曇野市発足記念写真集」(百瀬宗治 監修)

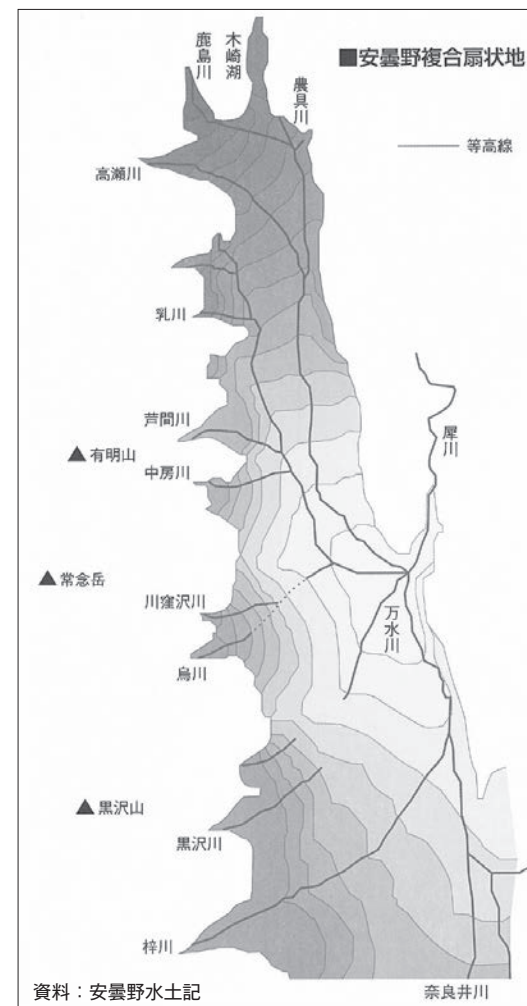
#### ◆ 安曇野の起源

安曇野の起源は、古代日本を代表する海人族である<sup>あま</sup>安曇族が、現在の安曇野市周辺に移住してきたことに始まるといわれています。

安曇野は複合扇状地と呼ばれる地形であり、河川の表流水の多くが地下に浸透してしまうため、農業用水の確保が困難な地形でした。そのため縄文時代には、現在のところ遺跡が上流部を中心として50箇所ほど確認されていますが、稲作が盛んになる弥生時代の遺跡数は半減しています。これは稲作に必要な表流水が不足し、水温も稲の生育には冷た過ぎたことによるものです。

加えて地下水位は地中20m以上と深いため、畑作も天水に頼るしかありません。しかし、年間雨量は1,050mm前後と日本の年間平均雨量1,800mmを大きく下回り、農作物に水が必要な夏の雨量が、極端に少ないという特色があります。

このように安曇野は、信州有数の平地である松本平の大半を占めるなだらかな地形であったにも関わらず、長い間、農業の発展が進まない地域となっていました。



資料：安曇野水土記 奈良井川  
安曇野市周辺の地形

◆ 農業用水開発の歴史 ～縦堰と横堰の開削～

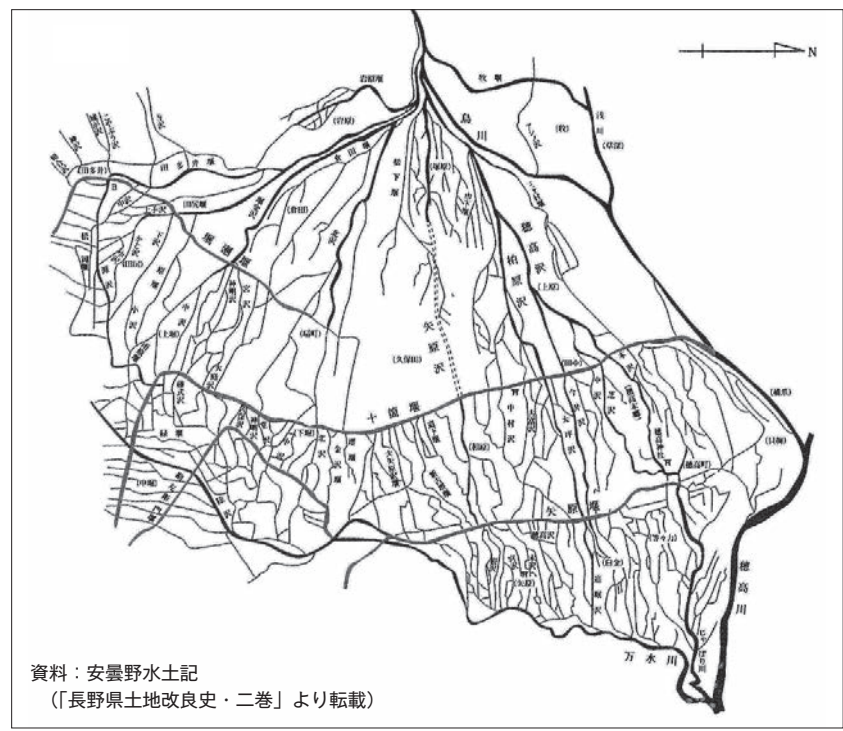
集落（水田）の成立には、表流水のある川の上流から、大量の水を引いてくる必要があります。そのため、集落は乏しい川の流れを分け合い、時に奪い合い、気の遠くなるような時間と労力、闘いを通じて成立してきました。

水田に不可欠な水を確保するため、まず、斜面の上から下に向かって水を流す縦堰が開削され、その水を利用する水田が整備されていきました。次いで江戸初期になると、堀廻堰、勘左衛門堰、矢原堰など、河川の扇状地中腹から横堰と呼ばれる水路によって水を水田に引いてくるようになりました。等高線に沿ってわずかな傾斜で水路を引いてくるため、横堰の開削には高い測量技術と建設技術が必要とされました。時には河川や水路の下を木枠でくぐる形で、多くの横堰が開削され、既存の縦堰と絡み合い、緊密かつ複雑な水利ネットワークを形成することで、水田を拡大していきました。

— じっかせき 拾ヶ堰 —

数多くの横堰が開削される中、穂高・堀金地域一帯の広大な原野に水を引くため、全長15km、水路勾配1/3,000という拾ヶ堰が、延べ67,000人の手掘り作業によって、1816年（文化13年）の春の訪れから梅雨に入るまでの3ヶ月で完成されました。

当初計画では約100haの水田化を目指していた拾ヶ堰の水は、大正時代半ばには約1,000haの水田にかんがいされるようになり、安曇野は県下でも1、2を争う穀倉地帯へと変貌しました。



資料：安曇野水土記  
〔長野県土地改良史・二巻〕より転載

縦堰と横堰による水路網



一息コラム

世界かんがい施設遺産登録 ～拾ヶ堰～

平成28年11月に開かれた、国際かんがい排水委員会の第67回国際執行理事会において、拾ヶ堰が「世界かんがい施設遺産」として登録されることが決定されました。長野県拾ヶ堰土地改良区が管理するこのかんがい施設は、1816年（江戸時代後期）に開削されてから、農業用水としての機能により、安曇野の田園風景を作り、守ると共に災害機能施設として市民の暮らしも守っています。

◆ 米の増産と減反

安曇平の農家は、古くから県下でも進取的で創造性に富んでいるといわれ、明治後半から大正にかけて、馬耕が導入されたのも、そのひとつです。

第二次世界大戦後、南北安曇の各地で農地の開拓が行われるようになりました。満蒙開拓義勇軍の人々も開拓を目的に集まり、昭和23年には赤芝開拓組合を結成し入植するなど、安曇地方では同様に開拓された場所が多くみられます。

昭和35年には所得倍増政策がとられ、農村から他産業への労働力の流出が進み、専業農家の減少と兼業農家の増加が進み、農業用機械の導入と化学肥料等の発達により、米作の省力化と米の増産が進みました。

全国的に食料増産と生産基盤の整備が進む中、米の生産量が増加する一方で、国民の米消費量は減少していきました。この米の生産過剰を解消するため、国による転作作物の作付けによる米の生産調整政策が進められました。その影響の一例として、昭和45年に国の減反政策が始まると、安曇野市における中信平土地改良事業の内容についても、開田面積は大幅に削減されるなど、整備の主眼は水田整備から畑地かんがいへと変更されました。

◆ 農業生産基盤の整備

高度経済成長期以降の昭和40年代には、県営による大規模なほ場整備事業が推進され、昭和50年代からは県営事業のほか、町村営または共同施工による比較的小規模なほ場整備事業が行われました。その結果、平成28年度には、安曇野市のほ場整備率は85.5%に達しています。また、市内各地で農業水利施設などの充実が図られました。その代表例である中信平土地改良事業は、国営事業が昭和53年に完了、県営事業も昭和61年にほぼ完了し、梓川頭首工より安定的に農業用水が確保できるようになりました。

農業生産基盤の整備が行われた結果、農業機械による効率的な農作業や、水田から高生産性畑地利用への転換も可能となり、安曇野市における機械化農業と多用途に利用できる農地の形成に大きく貢献しました。

◆ りんご産地の形成

三郷地域の西側に位置する山麓は、江戸時代には松本藩の御林、明治時代には小倉官林（小倉国有林）として、樹齢 50 から 100 年の赤松林が一面に広がる地域となっていました。

周辺の村々からの要望を受けて、大正時代に開墾が許可されて畑地となり、粟、ひえ、とうもろこしが生産されていましたが、やがて桑畑となり、養蚕業が盛んになりました。

戦後は化学繊維の出現とともに養蚕業が衰退し、桑からりんご栽培へと移行していきました。この地域では、昭和 52 年に中信平土地改良事業の面的整備やかん水施設の整備が完了し、かん水が可能になると同時に、わい化栽培を推進した結果、昭和 59 年には旧三郷村の農業生産高でりんごが米を抜き、代表的な農産物となりました。

◆ 湧水とわさび栽培

穂高地域では、明治 10 年代に自家用として一部でわさび栽培が行われていましたが、明治 25 年頃から需要が急増し、販路も整備され、商品としての栽培が本格化しました。明治 36 年には、当時のわさび主産地であった伊豆天城わさびの栽培方法が取り入れられました。わさび栽培がこの地に適することが分かってくると、当時、主に栽培されていた、なし畑が次々とわさび田となり、その後は桑畑や水田の一部もわさび田となりました。

わさびの販売先について、当初は先進地の静岡地域や伊豆地域のわさびに押されていましたが、関東大震災の際に東京市場に信州わさびの名が浸透し、日本の代表的なわさび産地となりました。



わさび田

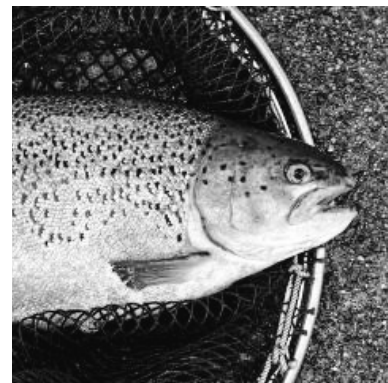
◆ 湧水と水産養殖

湧水の豊富な川沿いなどに、<sup>ようそんち</sup>養鱒池が数多くあります。

昭和 13 年に明科地域でニジマスの養殖が始められ、昭和 37 年頃からは穂高地域で本格的な養殖が始められました。現在では、安曇野市は全国有数のニジマスの生産地となっています。

近年では、ニジマスとブラントラウトを交配させた信州独自の新品種として、「信州サーモン」の養殖も行われています。長野県水産試験場が養殖専用を開発した品種で、ニジマスと比べて肉のきめが細かく肉厚で、卵をもたないため、産卵に必要な栄養がそのまま味となる特色があります。

また同試験場では、平成 20 年から全雌三倍体イワナの研究に本格的に取り組み、平成 26 年に稚魚を初出荷しています。大型で高い品質を維持できるため、刺身用として人気があり、「信州大王イワナ」として、平成 27 年には登録商標となっています。



信州サーモン

◆ 農村の環境変化

昭和 30 年代から始まる高度経済成長期以降、我が国の農業・農村の姿は大きく変貌しました。安曇野市においても長野自動車道および安曇野インターチェンジ（平成 24 年秋名称変更）が整備され、道路網の整備が急速に進みました。そのため主要道路沿いを起点として、商業エリアや住宅団地の開発が進む中、開発による農地転用により農地は減少を続けています。

農村の労働力が都市に吸収され、農家の兼業化が進みましたが、農業生産基盤の整備と並行して大型機械の導入が進んだことで農業生産性は大きく向上しました。現在では、大半を占める兼業農家によって、水田を中心とする農地が保全されています。しかし、農業・農村の衰退傾向に歯止めは掛かっておらず、農家の減少と高齢化、耕地面積の減少、耕作放棄地の増加などは依然として進行し、農村の抱える課題はより深刻化しています。

《 農村景観の移り変わり [例：豊科周辺] 》



(資料：国土地理院)



## (2) 米の生産調整の見直し

### ◆ 米の生産調整の見直し

平成 25 年 12 月 10 日に政府が決定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」により、経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設、麦・大豆・飼料用米等の戦略作物の本格的生産（本作化）による水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の改革が進められています。

この改革により、平成 30 年産を目途に、国による生産数量の配分が廃止されることから、生産者自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じて生産・販売を行っていくこととなります。










### ◆ 米の生産調整の見直しに対する本市の対応











今後は、生産者団体や農業者が一体となった取り組みとして、これまで以上に市民の理解と協力を得ながら進めていく必要があります。

また振興計画【1 農業で「稼ぐ」】の中で、JA との連携や、今後の水田活用の取り組み方針の検討を進めていく必要があります。



## (3) TPP 協定に関する動向

 国内の主な動き  長野県の主な動き

<p> 平成 23 年 11 月 11 日 野田総理（当時）が TPP 交渉参加に向けた関係国との協議入りを表明</p> <p><b>*Point</b> 11 月 13 日の APEC 首脳会議で関係国に対し正式表明</p> <p> 同日 TPP 協定交渉参加に向けた関係国との協議入りに対する知事の緊急メッセージを発表</p> <p><b>*Point</b> 農業分野については今後の交渉内容に関係なく、県の農業・農村の再生と強化に向けた具体的な対策の検討と、必要な提言を国に対して行うことが示された。</p>
<p> 平成 25 年 3 月 15 日 安倍総理が TPP 協定交渉への参加を表明、統一試算を公表</p> <p><b>*Point</b> 全ての関税をゼロにしても日本経済全体としてプラスの効果があるとしたが、農林水産物の生産は減少することを見込んでいる。あらゆる努力により悪影響を最小限にとどめ、日本の主権を断固として守り、最善の道を実現するとした。</p> <p>&lt;統一試算&gt;  経済効果（GDP 比）+0.66%（+3.2 兆円）  農林水産物の生産額▲3兆円程度</p> <p> 同日 首相の「TPP 協定交渉参加表明」に対する知事コメントを発表</p> <p><b>*Point</b> 交渉内容が明らかでなく、国民生活の様々な分野への影響が危惧されている。県として可能な限り県内への影響の把握に努め必要な提言を国に対して行い、対策を取ることを示した。</p>
<p> 平成 25 年 5 月 20 日 「関税撤廃した場合の長野県内への影響について」を公表</p> <p><b>*Point</b></p> <p>&lt;県の試算&gt;  県経済（GDP 比）+0.85%（+681 億円）  農林業の生産額 ▲35 億円+α</p>

<p> 平成 26 年 6 月 24 日 経済財政運営と改革の基本方針 2014 について（骨太方針）を閣議決定</p> <p><b>*Point</b> アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題として、TPP などの経済連携の強化等によりヒト、モノ、カネ、情報の交流を拡大し、イノベーションを促進していくことが大きな鍵となることを示した。</p>
<p> 平成 26 年 10 月 22 日 自民党有志の議員連盟「TPP 交渉における国益を守り抜く会」が官房長官に決議文を提出</p> <p><b>*Point</b> 牛肉、豚肉など農産物重要 5 項目の関税維持を求めた国会決議を守り抜くことを示す。</p>
<p> 平成 27 年 9 月 25 日 自民党有志の議員連盟「TPP 交渉における国益を守り抜く会」が安倍首相に農産物の重要品目の聖域確保を求める国会決議の順守を申し入れ</p>
<p> 平成 27 年 10 月 5 日 協定交渉参加 12 か国が TPP 交渉閣僚会合において協定の大筋合意</p> <p> 同日 長野県 TPP 農業分野等対策本部を設置</p> <p><b>*Point</b> 6 日に「TPP 協定の大筋合意」を受けた知事コメントを発表。7 日に TPP 農業分野等対策会議を開催。</p>
<p> 平成 27 年 11 月 25 日 「総合的な TPP 関連政策大綱」を公表</p> <p><b>*Point</b> 攻めの農林水産業へ転換するため、平成 32 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標の前倒し達成を掲げ、経営感覚に優れた担い手の育成や国際競争力のある産地イノベーションの促進などが施策としてあげられている。また、重要 5 品目（米／麦／牛肉・豚肉、乳製品／甘味資源作物）に対しては、経営安定対策の充実等の措置を講ずる方針が示される。</p>
<p> 平成 28 年 2 月 4 日 TPP 協定の署名式、協定の発効に向け各国で議会の承認を求めるなど手続きが本格化</p> <p> 平成 28 年 2 月 8 日 「TPP 協定に関わる農林業分野対応方針（案）」を公表</p> <p><b>*Point</b> 「農林業への影響の緩和」「攻めの農林業を展開するための体質強化」「県産農産物等のブランド化と輸出、地産地消の促進」を進めていく方針を示した。</p>
<p> 平成 28 年 12 月 9 日 TPP 協定案が可決、承認、あわせて関連法案が成立</p>
<p> 平成 29 年 1 月 20 日 国内手続きの完了を協定の事務局であるニュージーランド政府に通知、参加 12 か国で初</p>

### TPP 協定の発効条件

-  署名から 2 年以内に参加する 12 の国すべてが議会の承認など国内手続きを終えること。
-  2 年以内に手続きを終えることができなかった場合、12 か国の GDP（国内総生産）の 85% 以上を占める少なくとも 6 か国が手続きを終えれば、その時点から 60 日後に協定が発効。

日本の GDP が 17.7%、米国が 60.4%と、この 2 国だけで加盟国の全体の 78% に達するため、日本と米国のほかに GDP が比較的大きな 4 か国が手続きを順調に終えれば、TPP 協定は 2018 年の 4 月に発効することになります。

しかし…

平成 29 年 1 月 23 日 米国が TPP 協定から離脱する大統領令に署名。

このことにより、協定の発効の目途が立たなくなりました。

今後、アメリカ新政権と日本との間で、新たに 2 国間交渉が行われ、農産物の輸入について TPP 以上の大幅な譲歩を迫られる状況も懸念されています。

ちなみに、中国、ロシア、インドはもともと TPP 協定交渉に参加していません。

# 第3章 重点的に解決すべき課題

## 1 解決すべき課題

振興策に対する推進委員会での評価と意見を踏まえ、社会情勢の変化に対応するため、第2次計画としての改定に際して、次のような課題があります。

### 1 農業で「稼ぐ」～経営する～

#### 1-1 経営基盤の強化

安曇野市の産業・景観の基盤となる水田を中心とした土地利用型農業や経営基盤のあり方など、関係機関と調整強化していく必要があります。

#### 1-2 ブランド力の強化

米の生産拡大と販路拡大など、安曇野産農畜水産物のブランドを確立し、強化していく必要があります。

#### 1-3 農産物直売所を拠点とした6次産業化等の推進

地域の特色のある農産物を活用した商品開発を農家と2次・3次事業者が連携して行うなど、他業種との連携や6次産業化等を推進する必要があります。

#### ◎ 部門別振興方針

推進委員会での見直し議論を基本に、部門別振興方針を見直す必要があります。

### 2 田園を「守る」～維持する～

#### 2-1 農村の活性化

集落内における農家の高齢化と減少、そして兼業化が進む中で、集落のまとまりと人材育成による農村の活性化を図る必要があります。

#### 2-2 農業後継者の確保・育成

農業高校の生徒、定年退職した高齢者なども対象として、市とJAが連携し、農業後継者の積極的な発掘・確保・育成を進める必要があります。

#### 2-3 田園環境や景観の保全

天王原等の荒廃農地再生をひとつのモデルとして紹介しながら、中山間地域をはじめとする田園環境・景観を維持する必要があります。

### 3 安曇野に「生きる」～暮らす～

#### 3-1 農のある暮らしの充実

生産者・消費者ともに、安曇野市における地産地消や農家民泊の取り組みを進め、農のある暮らしを充実させる必要があります。

#### 3-2 環境資源の保全・活用

地下水量の保全、未利用エネルギー活用など、環境資源を保全・活用する必要があります。

#### 3-3 環境問題への対処

安曇野ブランドの維持向上と一体的に、農業の環境問題に対処する必要があります。

## 第2章

### 基本事項



### 一息コラム そもそも TPP って何？

TPP は日本語に直すと「環太平洋+戦略的+経済連携+協定」となります。

関税の撤廃、サービス、環境、知的財産等 21 項目の交渉分野があります。中でも、それぞれの国で設定している関税をなくして、自由に貿易し、経済発展を促す「関税撤廃」が重要課題となっています。

関税とは、自分の国の産業を守るために、他国からの輸入品に税金をかけて簡単に輸入品が売れないようにする税のことです。

例えば…

日本の農家が作ったお米が 10 キロ 3,000 円で売っていたとします。でも、A 国で作ったお米は 10 キロ 1,000 円で売ります。このままでは、3,000 円のお米は売れなくなってしまいます。日本の農家は収入が減り、農家を辞めることになるかもしれません。そうすると、日本は農業という重要な産業を守れなくなってしまいます。そこで、A 国のお米も 2,500 円くらいになるようにかけているお金が「関税」です。

関税には 2 つの面があります。

国の大切な産業を守る役割がある反面、日本の輸出品目の売れ行きが滞ることもあります。このように、相反する面を持ち合わせていますが、日本は TPP に参加するという選択をしたということは、輸出産業の促進を優先したということになります。国内 GDP(総生産)も増えると見込んでいますが、国の内情により様々な問題が発生すると考えられています。

※ TPP に関する内容は平成 29 年 1 月 31 日現在でまとめたものです。

### ◆ TPP 協定への本市の対応

引き続き国と県の施策動向に注視しつつ、必要に応じて連携を強化します。

結果、どのような状況になっても、本市の農業・農村振興の戦略の柱である「稼ぐ」「守る」「生きる」の実現に向けて、農業者と市民の一層の理解と協力を得て、きちんと取り組みを進めていく必要があります。

## 第3章

### 重点的に解決すべき課題

策定委員会	日時	主な協議事項	主な意見		
			「稼ぐ」	「守る」	「生きる」
第1回	H28.6.24	計画改定方針	土地利用型農業のあり方、ブランド力の強化等が課題である	天王原のぶどう園再生の事例がある	安曇野産農産物を、あまり市民が食べていない現状がある
第2回	H28.7.12	「稼ぐ」「守る」「生きる」における検討課題	「風さやか」の生産・販売に力を入れていくべき 市内で農家民泊が伸びている	幅広い年齢層を対象に、担い手を確保・育成する必要がある	なぜ安曇野産の米を食べていないかの調査も必要ではないか
第3回	H28.8.4	計画の構成	米の直接支払い交付金廃止への対応、農作業を手伝ってもらう仕組みが必要である	子どもの時からの農業体験、南安曇農業高校やJAとの連携が重要である	JAあづみの事業と連携して、食農教育を進めていく必要がある
第4回	H28.10.11	計画(素案)「守る」		職農教育について、前回計画より後退させずに取り組みを進めるべきである	
第5回	H28.10.21	計画(素案)「生きる」			地産地消、家庭菜園の普及等について、計画に盛り込む
第6回	H28.11.2	(素案)計画「稼ぐ」 数値目標 計画構成 重点課題	目標数値の設定、伝統野菜について計画に盛り込む  安曇野市からのメッセージとして、市の方針を市民に伝わるように工夫する 人材バンク制度で、市民向け、農家向けの支援内容を検討する		
第7回	H28.11.16	計画(案)および重点課題	計画(案)について、概ね承認 安曇野市からのメッセージ、「稼ぐ」「守る」「生きる」について意見交換		

第3章  
課題 重点的に解決すべき



## 第4章 安曇野からのメッセージ

### 1 課題解決に向けた仕組みづくり

解決すべき課題に対応し、安曇野市農業・農村の振興を進めていくために、まず次のような仕組みづくりに取り組みます。

#### ～安曇野の宝～

##### ◆ブランド農産物の地位を守り、育てる仕組みづくり

安曇野といえば、米とりんごさわび。  
市民が自慢できる品物、そして、市外からも認められる品目として、ブランド地位を維持し、新たに県下で生産量がトップクラスの玉ねぎやいちごなども加えて、全国に向けて安曇野ブランドを発信し続けます。

#### ～世界に向かって～

##### ◆安曇野ブランドを海外に広めていく仕組みづくり

安曇野から海外へ。  
“よいものは世界の人にも知ってもらいたい、食べてもらいたい”  
安曇野の農家さんと市民のみなさんが共に“安曇野”を海外へ発信します。

#### ～農家を助ける～

##### ◆忙しい農作業を助けあっていく仕組みづくり

農繁期の安曇野は大忙し。  
そんなときにこそ、人の「お手伝いできたらいいな」と「お手伝いが欲しいな」が手を携えられるといいですね。安曇野らしい“手助け”が形になるよう、取り組みます。

#### ～みんなで野菜づくり～

##### ◆家庭菜園の悩みにお答えできる仕組みづくり

家庭菜園ってお楽しみもあるけれど、困ったこともありますよね。そんなときに、気軽に聞ける人がいたらいいのに…  
もっと農業が楽しく身近に感じてほしい。そんな思いで皆さんの“農”をお手伝いします。

#### ～これからも“農”とともに～

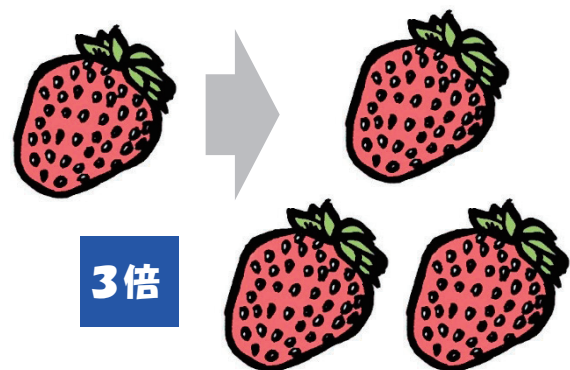
##### ◆市民と“ともに”行動していく仕組みづくり

信州人が3人集まれば議論が始まる。  
課題に対する意見や解決方法は100人100通り。  
まずは市民のみなさんが“安曇野産”を食べることからはじめて、市民と農家がともに、職業としての“農業”や資源としての“農業”について一緒に考え行動しましょう。



第4章  
安曇野からの  
メッセージ

## 夏秋いちご

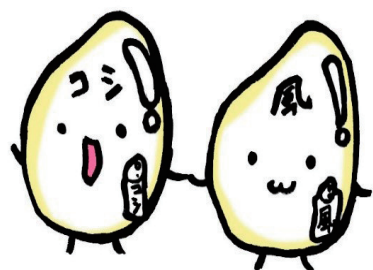


3倍

### いちごの出荷額を3倍に！

販売拡大、特に地元向け販売のために、契約栽培等を目指した調査・研究をします！

## 「コシヒカリ」と「風さやか」

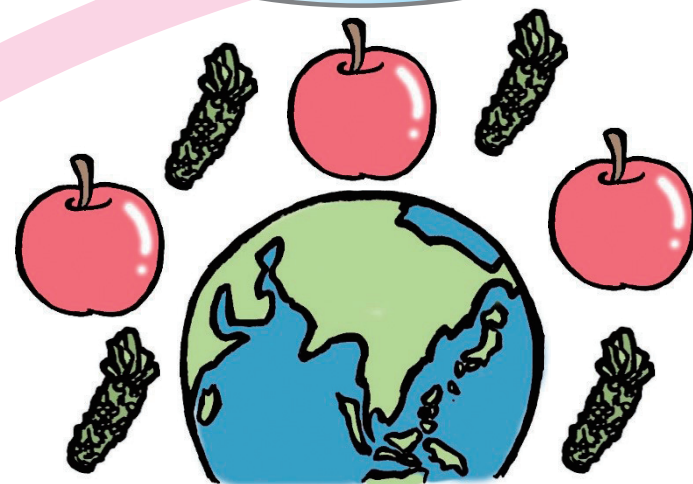


ライスセンターで受け入れ

### 安曇野の米を推す！

J Aと連携して、安曇野市として風さやかの栽培と消費を進めていきます！  
ライスセンターでの受け入れをJ Aと調整し、安曇野産米のブランドを強化します！

## 海外輸出



ヨーロッパ・東南アジアへ

### りんごや本わさびを世界へ！

安曇野から、直接現地で安曇野を売り込みます！りんごやアルコール類（日本酒など）も含め、訪日外国人に自国でPRしてもらえるよう、方法を研究します！

## わさび田保全



わさび田を維持

### 安曇野わさびを守る！

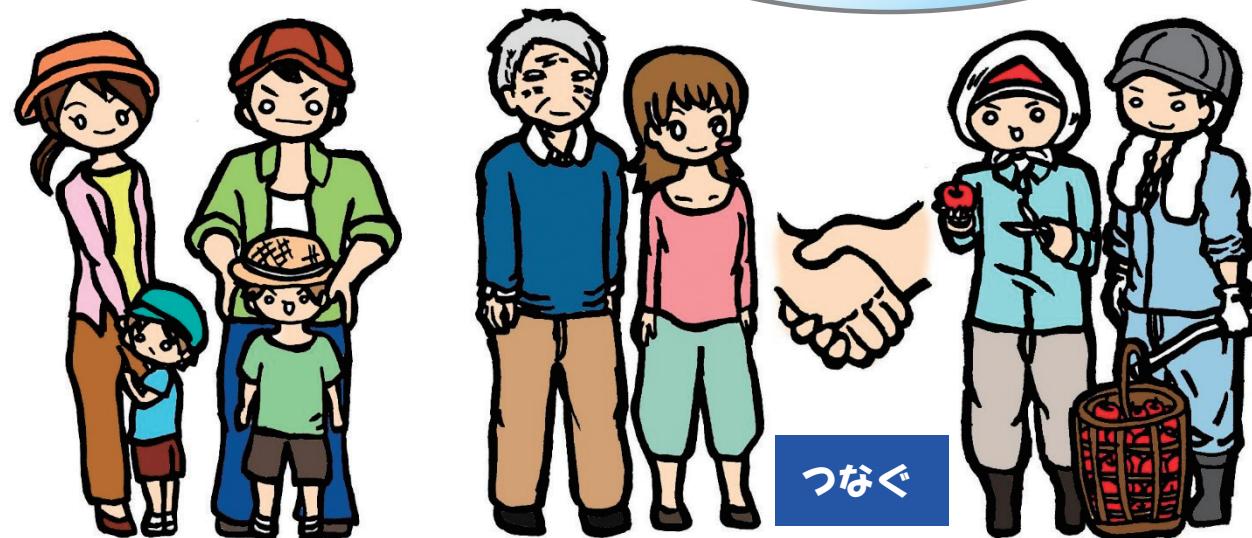
わさび田の保全、地下水の保全、わさびの栽培振興など、わさび田を維持するために支援します！



それぞれの立場でできることを 夢をもって一緒に行動していきます

## 新規就農者

## 援農のしくみ



アピール・受け入れ

### 新規就農者を受け入れる！

銀座NAGANO等を活用して、安曇野への移住・定住・1ターン希望者等呼び込みます！  
農のある暮らしの魅力を伝えて、安曇野に新規就農者を迎えます！

### 農家と非農家をつなぐ！

農繁期に必要な労働力を調べて、紹介し、つなぐ方法を調査・研究して実行します！  
特に若者や学生が農業にたずさわる仕組みや確保の方法を検討して実行します！

# 地域の夢を天王原農地再生に託して

(安曇野市明科上押野)



## 桑畑が林野に！

過去は優良な桑畑でしたが、林野化が進んでいました。かつて地域を支えた桑園をブドウの産地へ再生する夢の実現に向けて、予想をはるかに超えた樹木の処理作業を行うことになりました。



## 「守る」「生きる」開墾！

作業はまさに開墾！明科地域の農業委員会を中心に、耕作者や地域のボランティアに加えて、南安曇農業高校の生徒たちも参加して、困難な作業に力を合わせて取り組みました。



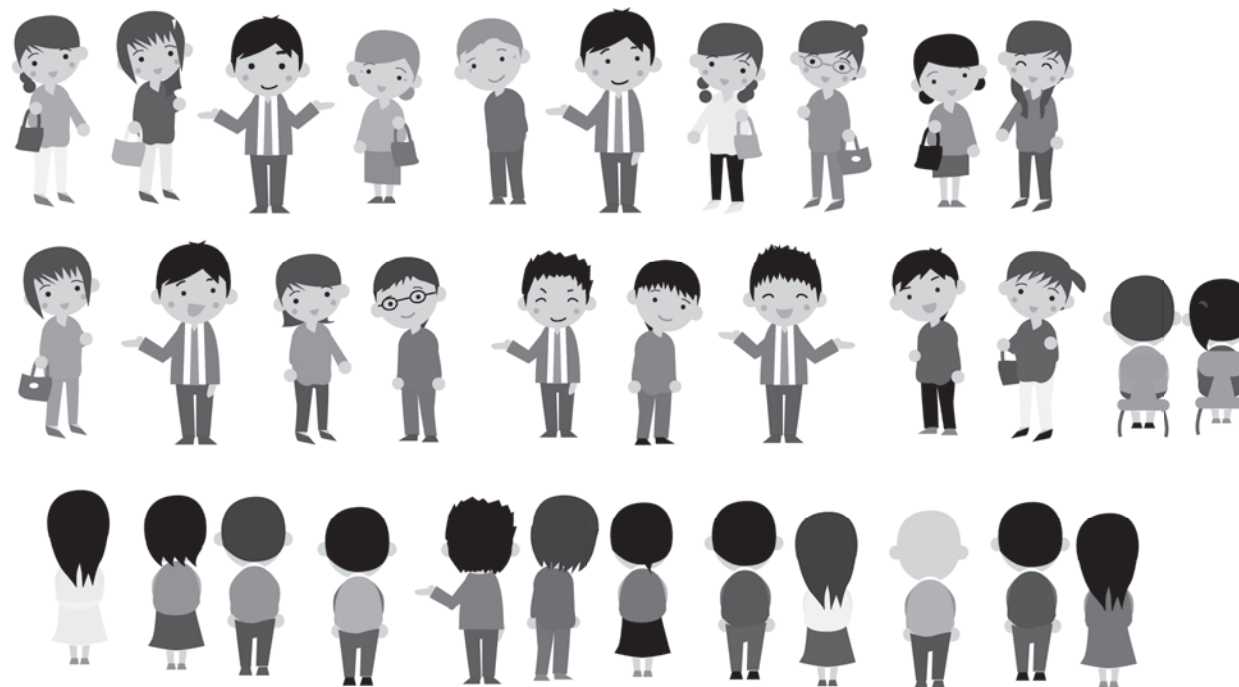
## 「稼ぐ」ぶどう園！

平成 27 年にブドウ苗の植え付け式が執り行われました。約 5,000 本が定植されて、新たな耕作者 2 名も選定されました。雑草や獣害対策、炎天下続きでの水やりなど、様々な課題に立ち向かいながら、夢の実現に向けて取り組んでいます。



《 明科地域「天王原」 ～みんなの力で荒廃農地をワイン用ブドウ園に再生する取り組み～ 》

# 振興計画



# 第5章 計画

## 1 農業で「稼ぐ」～経営する～

農業で「稼ぐ」ことを実現する上で、安曇野市の農業・農村の現状と課題を整理し、その課題解決に必要な振興方針を定めます。

### 《 計画見直しに係る現状と課題 》

#### ◆ 市内の状況についての意見

##### 1-1 経営基盤の強化

- ・主食用米及び水田を活用した飼料用米などの戦略作物の生産振興については米の最重要課題と捉え、市農業再生協議会及びJAなどと検討して方針を決定していく必要がある。

##### 1-2 ブランド力の強化

- ・どの認証制度が安曇野のブランド構築につながるものか、情報を集め精査する必要がある。
- ・市とJAの連携を強めていく仕組みづくりを検討していく必要がある。

##### 1-3 農産物直売所を拠点とした6次産業化等の推進

- ・市農商工等連携型推進協議会において、それぞれの課題について持ち寄り、情報交換をしている。
- ・外国人・観光客を対象に、安曇野産のりんご、わさび、そば、信州サーモン等を使った加工品を、関係部署と連携をして開発している。

#### ◆ 国の動向

- ・米の直接支払い交付金については、平成26年産米から単価を削減し、平成29年産までの時限措置（平成30年産から廃止）とする制度設計の全体像が示されている。
- ・TPP交渉が平成27年10月5日に大幅合意に至り、農林水産物の半数以上にのぼる440品目の関税が撤廃され、重要5品目についても特別輸入枠の積み上げ、段階的な関税引き下げが行われる。

### 《 振興方針 》

#### 1-1 経営基盤の強化

- (1) 規模拡大に必要な基盤強化
- (2) 経営の効率化に必要な基盤強化

#### 1-2 ブランド力の強化

- (1) 「質」と「量」の両立による安曇野ブランドの確立
- (2) 新品種・新技術導入によるブランド化
- (3) イメージ戦略によるブランド力の強化
- (4) 農産物輸出の推進

#### 1-3 農産物直売所を拠点とした6次産業化等の推進

- (1) 農産物直売所の積極的な活用
- (2) 農業者による生産物の加工、販売への取り組みの推進
- (3) 体験や観光を取り入れた農業経営の推進

## 1-1 経営基盤の強化

大規模農家、専業農家及び集落営農組織等に対して、農業を産業として成立させ、所得向上を実現する上で必要な振興策として、経営基盤の強化を図ります。

### (1) 規模拡大に必要な基盤強化

規模拡大に必要な基盤強化を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

#### 《 目 標 》

規模拡大により、所得向上を図る担い手農家を育成する

#### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 農地の流動化が進む具体的なシステムを構築し、規模拡大をめざす農業者に効率的に農地を集積する。	1) 国の農業構造改革の一部である「人・農地プラン」の策定により、地域の中心となる農業者を明確にし、農地中間管理機構※を活用して農地の集積集約化を促進する。 2) 経営意向調査を行い、貸し手・借り手の意向を収集し、JA及び農業委員と連携して担い手に農地の集積を進める。

主な振興策	実施施策
II 規模拡大に必要な機械や設備の導入に対する支援制度を整備する。	1) 国の補助や、市単独事業等を組み合わせ、機械や設備の導入を支援する。

主な振興策	実施施策
III 規模拡大に必要な制度や支援メニューを紹介し、アドバイスする。	1) 相談窓口を明確にするほか、制度の説明会や広報・ホームページ等による情報提供を行う。

#### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
担い手への集積面積	2,721ha	3,000ha	直近5年間での増加が約100haであり、現在の状況から急激な増加は見込めないため、目標値の変更は行わず、3,000haとする。

#### ※「農地中間管理機構」とは

高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの各地域の担い手に貸し付ける公的機関のことで、都道府県に一つずつ設置され、農地の集積・集約化を推進していく組織のことで。



## (2) 経営の効率化に必要な基盤強化

経営の効率化に必要な基盤強化を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

#### 《 目 標 》

経営の効率化により、所得向上を図る農家を育成する

#### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 農繁期における労働力を確保し、農家を支援する。	1) 農家の繁忙期における必要な労働力を確保するために、市民や都市住民の農作業希望者などによる、農作業支援システムを構築する。

主な振興策	実施施策
II 経営を多角化するために有望な作目等の調査研究を進め、定着を図るために普及体制や集荷施設等の整備を進める。	1) 市重点作物を含め、農家所得の向上が効果的に見込まれる作目については、JAと協議し、普及体制の構築や施設整備を支援していく。 2) 「安曇野市農業生産の手引書」を活用し情報提供を行う。

主な振興策	実施施策
III 経営の効率化のために、集落営農組織※などの組織化を進める。	1) 集落営農組織設立への情報提供を行い、設立に向けて支援を行なう。 2) 地域の話し合いに参加し集落営農組織設立への支援を行う。

主な振興策	実施施策
IV 経営強化のために法人化を推進する。	1) 集落営農組織の法人化のために、情報提供を行う。

#### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
認定農業者※数	264 経営体	270 経営体	近年、認定農業者数は減少傾向と厳しい状況だが、年間1経営体増やすことを目標とする。
集落営農組織数	26 組織	28 組織	過去の設立状況と地域事情を考慮し、5年間で2組織増やし、計28組織の集落営農組織とする。
集落営農法人化数	7 組織	15 組織	任意組織の法人化計画に基づき、集落営農のうち法人化数を7組織から15組織に増加させる。

#### ※「集落営農組織」とは

集落を単位として、農作業の全部又は一部について共同で取り組んだり、農機具を共同利用したりする組織のことで。

#### ※「認定農業者」とは

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けた農業経営の改善計画について、市町村の認定を受けた経営体のことで。

## 1-2 ブランド力の強化

安曇野で生産された農産物の付加価値を高め、他地域で生産された農産物よりも高値で販売するため、安曇野産農産物のブランド力を強化します。

### (1) 「質」と「量」の両立による安曇野ブランドの確立

「質」と「量」の両立による安曇野ブランドの確立を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

#### 《 目 標 》

質と量の両立を図り、安曇野ブランドの地位を向上させる

#### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 総論として、農産物のブランド化には「質」と「量」の両立が必要であることを共通の認識として構築する。	1) 安曇野ブランドを確立するためには、消費者が求める品質や安全性などの「質」の部分と、市場から求められる安定供給の「量」の部分の両立させることが必要であるという認識を、生産者・JA・行政等が共有した上でブランド化を推進する。 2) 農薬使用基準を遵守し、農薬の安全使用の確保及び体系的な防除の実施と、適正な施肥について指導を進める。 3) 品質や安全性の高い農作物の生産や、農家が安定的に農作物を生産できる技術を普及するため、農業改良普及センターや、JA 営農指導員との連携を図る。 4) 品質にこだわった農産物が生産され、販売されるよう研究する。 5) 競合選果を含めた販売において、品質や安全性へのこだわりを強く打ち出し、PRを進める。

主な振興策	実施施策
II 質と量の両立による安曇野ブランドの農産物を、より有利に高価格で販売できるシステムを構築する。	1) 消費者ニーズに応える形で、環境に配慮した農作物の栽培を推進するため、意欲のある農家を集め、農業講座を開設する。 2) 長野県が推進している、エコファーマー※制度の認定農家を増やし、栽培技術等の情報の収集整理を行う。 3) 農産物の「質」の向上と「量」の確保を進め、JA 等の市場流通を通じて安曇野ブランドの認知を上げる。 4) 産直センターを通じた販売において、品質や安全性へのこだわりを強く打ち出したPRを進める。

主な振興策	実施施策
III すでに安曇野ブランドとして認知されている作物について、「質」と「量」を維持する。	1) 出荷量の増加と生産農家の経営の安定化を図る施策として、安曇野市農業振興作物等推進助成金などを利用する。 2) 農家が安定的に農作物を生産できる技術を普及するため、JA 営農指導員、農業改良普及センターを中心に、有識者による「農業技術アドバイザー」制度を構築し、農家の相談窓口を開設する。 3) JA と連携した支援として、効率的な作業の実施や統一的な品質の保持などに必要な設備、施設の整備などを検討する。

#### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
一等米※比率	99.4%	99.6% 以上	栽培環境に適した新品種の導入や、既存品種への新技術の導入により、高い一等米比率を維持する。

#### ※ 「エコファーマー」とは

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、その計画が適当である旨の認定を受けた農業者のことです。

#### ※ 「一等米」とは

米穀検査(目視検査)で判定される米の等級区分の一つ(他には二等米、三等米、規格外がある)で、整粒70%以上、水分15%、被害米7%以下等の条件(品質)を満たした米のことです。





## (2) 新品種・新技術導入によるブランド化

新品種・新技術導入によるブランド化を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

### 《 目 標 》

新品種・新技術の導入により、有利販売が可能な新たなブランド品種や栽培方法を創出する

### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 安曇野に適した、他地域にない新品種の選定や研究を進め、全く新たなブランドを確立する。	1) 長野県が開発した米「風さやか」や、りんご「長果25(シナノリップ)」について栽培実験や消費者の評価等を検証し、増産できる体制を整える。 2) サン南水、夏秋イチゴ、玉ねぎについて安曇野ブランドとして確立を図る。

主な振興策	実施施策
II 普及している品種であっても、新たな栽培技術の開発等によりブランド化が推進できるよう情報収集を行い、技術情報を提供する。	1) JA・普及センター等と連携し、再生協議会を中心として、新しい化栽培やジョイント栽培等の新たな栽培技術の調査研究を行う。 2) 「農業技術アドバイザー」による農家の相談窓口を開設する。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
新しい化※りんご栽培面積	10.4ha (4.8%)	26.0ha (12.2%)	新しい化りんご栽培のメリットを農家に周知し、計画的な改植により栽培面積を2.5倍に拡大する。
なし栽培面積	16.0ha	17.0ha	ジョイント栽培(作業の効率化)の検証中であり、効果的であれば技術の普及拡大を図る。
夏秋イチゴ栽培面積	165.5a	500a	高収益品目として新規就農者にも取り組みやすいことから、3倍程度に普及拡大を図る。
玉ねぎ栽培面積	31.7ha	45.00ha	収穫機導入による作業効率の向上により、1.5倍程度の栽培面積を目標とする。

#### ※「新しい化」とは

従来のわい化栽培(木の高さを低く抑えながら収量を上げていく栽培方法)よりもさらにコンパクト・低樹高で栽培する新技術のことで、「M.9自根わい性台木」を用いた高密度栽培のことです。



## (3) イメージ戦略によるブランド力の強化

安曇野のイメージ戦略の立案を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

### 《 目 標 》

安曇野の地域イメージをブランド力に結びつけ、農産物の販売促進を図る

### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 安曇野農産物の付加価値を高め、安曇野の魅力象徴する地域イメージを明確に発信する。	1) 産直センターや各種イベント、商品開発等において、安曇野農産物の魅力・価値の基礎となる地域イメージを前面に出した販売促進を強化する。 2) 地域イメージの効果が発揮される地理的表示(GI)※制度や地域団体商標※の取得を関係事業者や観光業者へ周知し、取り組みへ誘導する。 3) 伝統野菜(牧大根、穂高いんげん等)については、関係機関と連携して種の保全を図るとともに地域での生産拡大を行い、情報発信を進める。

主な振興策	実施施策
II ブランド力としての地域イメージを印象付ける有効的なPR方法の検討や提案をとおして、JAや直売事業者、農業者の取り組みを支援する。	1) 観光ポスターやパンフレットの共同作成を行うなど、農業振興と観光促進の具体的な連携を進め、農業と観光のブランド力強化の支援体制を整える。 2) 安曇野の農産物を応援するキャラクターや応援ソングの活用を通じて、市民の安曇野農産物への愛着心を育て、市民自身にブランド意識を持たせる。 3) 安曇野の農産物を直接購入できる直売所において、市内外の消費者に新鮮さとおいしさ、安心安全を積極的にアピールする取り組みを支援する。また、直売所同士の一体感や特性を重視した活動も進める。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
地理的表示(GI)等取得数	0件	3件	地理的表示(GI)および地域団体商標の取得農家団体数を5年間で3件増やす。(そば、りんご、わさびを予定)

#### ※「地理的表示(GI)」とは

地元農産品の地域ブランド化を推進するために国が認定登録しているもので、商品に産地や伝統製法と結び付いた名称を付けて、販売することです。

#### ※「地域団体商標」とは

地域ブランドとして用いられることが多い「地域の名称+商品の名称等」からなる文字商標について、登録要件(商標登録が認められる条件)を緩和するものです。

#### (4) 農産物輸出の推進

農産物海外輸出の販路拡大を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

##### 《 目 標 》

新たな農産物の販路として海外輸出を進め、農産物の有利な販売を実現する

##### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 農産物の海外輸出に対し調査研究を行い、農産物に関する課題を把握・整理する。	1) 農産物の輸出拡大に向け、国や県の関係機関と連携を行い、輸出時における課題を調査し、取り組むべき輸出国・地域の整理をする。

主な振興策	実施施策
II 海外輸出に向けた運営組織を確立して、安曇野ブランドの有利販売が可能となる体制を整備する。	1) 市とJA・関係機関などが連携し、安曇野ブランドの地位を向上させるため、安曇野の農産物輸出の核となる組織を構築する。 2) 海外ニーズに合う商品開発体制の構築や、外国人に向けた情報の発信などを行う。

主な振興策	実施施策
III グローバルな視点で、輸出できる農産物輸出の可能性について研究する。	1) JAや関連団体と連携しながら、輸出できる農産物についての研究を行う。既に、国外PRを実施している近隣市町村や県と連携し、輸出できる農産物や輸出先などの可能性を探る。

##### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
輸出農産物品目	1 品目	3 品目	海外輸出向け農産物品目を3品目に増加させる。 現状のりんごに加え、わさび、米などを予定。



#### 1-3 農産物直売所を拠点とした6次産業化等の推進

農家が農産物の生産から、加工・販売まで一貫した経営に取り組み、より所得向上させるため、第2次・第3次産業にわたる6次産業化※を推進します。

##### (1) 農産物直売所の積極的な活用

農産物直売所の積極的な活用を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

##### 《 目 標 》

農産物直売所を活用し、農産物の販売量・流通量を増やす

##### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 消費者ニーズに応えられるよう、農産物直売所で商品開発を進め、市ホームページ等を使い情報発信を行う。	1) 消費者の農産物購入時の周遊性を活発にするため、農産物直売所ごとに異なった特色・得意品目を設定するなど、特色・強みを強化するための支援を行う。

主な振興策	実施施策
II 冬など品薄な時期に安曇野産の農産物を充実させて、年間を通して農産物直売所の利用者を増やす。	1) 安曇野産農産物の供給量と割合を増やし、品薄な時期の出荷を目指すため、自家用ハウスの利用など、冬場の農業生産の研究を行う。 2) 友好都市等と、互いに商品が品薄になる時期、また販売する農産物がない時期に、産品を「交換」する販売システムを提案し、体制を整える。

##### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
直売所売上高	1,345 百万円	1,412 百万円	現状から5%増加させる。 11施設から1施設がH28年より開店したため売上高増の見込み。
出荷実農家数	550 戸	580 戸	現状から5%増加させる。 出荷施設増による実農家数増の見込み。(重複あり)
直売所利用者 (消費者) 数	929 千人	975 千人	現状から5%増加させる。 1施設開店のため、増の見込み。

##### ※ 「6次産業化」とは

6次産業化とは、農林漁業者が生産（第1次産業）だけでなく、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わること【1×2×3＝6次産業化】により、農林水産業の新たな付加価値を創出することです。

## (2) 農業者による生産物の加工、販売への取り組みの推進

農産物加工への取り組みの推進を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

### 《 目 標 》

消費者ニーズに応じて、商工業者と連携する農家を増やす

### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 農産物加工を希望する生産農家に対し、ニーズに応じた研修・体験・情報の提供を行う。	1) 他業者との連携や6次産業化に取り組もうとする農家に対し、商工業者とのマッチング支援と推進体制を整える。 2) 農産物の加工品による付加価値向上を志向する農業者が、市内加工施設を利用して加工技術の講習や加工品開発ができる機会づくりや情報を発信する。

主な振興策	実施施策
II 農産物加工を促進するため、既存施設の有効活用・機能強化などを推進する。	1) 消費者ニーズに合わせた農産物加工品の開発・生産のために、利用動向を把握しながら計画的に設備の更新拡充を行う。

主な振興策	実施施策
III 多様な販路の確保など、農産物加工品が有利販売できるような情報提供と、他業種企業との連携などに取り組む農家を増やす。	1) 多様な消費者ニーズに応え、安曇野の農産物らしさを備えた加工品の提案ができるよう体制を整える。また、アンテナショップ等の利用により安曇野の農産物加工品の販路拡大を目指す。 2) 他業種の技術の活用や民間資本との提携などに取り組む農家を支援し、新商品開発や販路の確保を進める。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
商工業者と連携した農家数	0 戸	5 戸	商工業者と連携した農家数を、毎年1戸ずつ増やす。(H28年は0戸の予定)



## (3) 体験や観光を取り入れた農業経営の推進

体験や観光を取り入れた農業経営の推進を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

### 《 目 標 》

観光との連携を通じた、農業体験や観光農園※への取り組みを推進する

### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 農業体験・観光農園導入を希望する農家への研修・情報提供など、必要に応じた体制を整備する。	1) 農業体験や観光農園など、既にグリーンツーリズム※へ取り組んでいる先進地の情報を集め、モデルケースとして情報提供できるように基礎をつくる。 2) 導入を希望する農家等に対して、研修会の開催などサポート体制を整える。また、利用可能な施設等の情報収集を進める。 3) 市内で取り組まれていない新たな滞在型観光の研究を進める。

主な振興策	実施施策
II 既に取り組まれている農業体験・観光農園の状況を把握・整理し、観光部局や希望者に情報提供できるシステムを構築する。	1) 体験や観光を取り入れた農業経営を推進する上で、地域住民が農のある暮らしや農村の持つ文化・伝統等を知り、都市住民も一緒に享受するものとしてグリーンツーリズムを周知、PRする。 2) 観光部局と情報の共有化を図り、農業体験を目的として本市を訪れた観光客などに情報提供できるシステム構築を行い、観光と農業の間でタイアップを進める。 3) 市とJAで連携し、グリーンツーリズムをきっかけとして、交流人口と安曇野産農産物の固定客を増やし、JA直売所の販売量の確保を進める。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
観光農園数	4 軒	6 軒	研修や情報の提供体制を整えて、観光農園を新たに2軒増加させる。
りんごの木オーナー実施数	1,720 本	1,800 本	現状から5%増加させる。
農家民宿※数	50 軒	80 軒	現状で50軒の農家民宿を、年間5軒ずつ増加させる。(H28 55軒予定)

#### ※「観光農園」とは

農産物の収穫体験が出来る個人農家の経営する農園、または農業法人のことです。

#### ※「グリーンツーリズム」とは

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。

#### ※「農家民宿」とは

農業を営んでいる農家とその住居を旅行者に提供する新しい形の宿泊施設のことです。宿泊客は農作業を体験したり、その農家が作った作物を食べたりすることで、より深くその土地の習慣や文化に触れることが出来るようになります。

## ◎ 部門別振興方針

農業で「稼ぐ」戦略についての具体的な検討として、「経営基盤の強化」、「ブランド力の強化」、「6次産業化等の推進」という振興方針を受けて、安曇野市の主要産品を対象に部門別振興方針を定め、農家所得の向上を実現していきます。

- (1) 米穀類 ( 米/麦/大豆/黒豆/そば )
- (2) 果 樹 ( りんご/なし/ぶどう )
- (3) 野 菜 ( 野菜一般/玉ねぎ/ジュース用トマト/アスパラガス  
/スイートコーン/白ねぎ/夏秋イチゴ )
- (4) 花 き ( 花き )
- (5) 畜 産 ( 畜産 )
- (6) 特産・水産 ( わさび/水産 )

## (1) 米穀類

### 経営強化・ブランド力による付加価値の高い穀物の生産の拡大

米については、豊富な日照量や昼夜の温度差といった良好な気候条件や、生産者の栽培技術向上への努力により高い品質と収量が保たれています。一等米比率・反収とも、常に全国トップクラスであり、質と量を兼ね備えた、市の基幹的農業品目として振興を進め、農業経営の安定化を図っていきます。

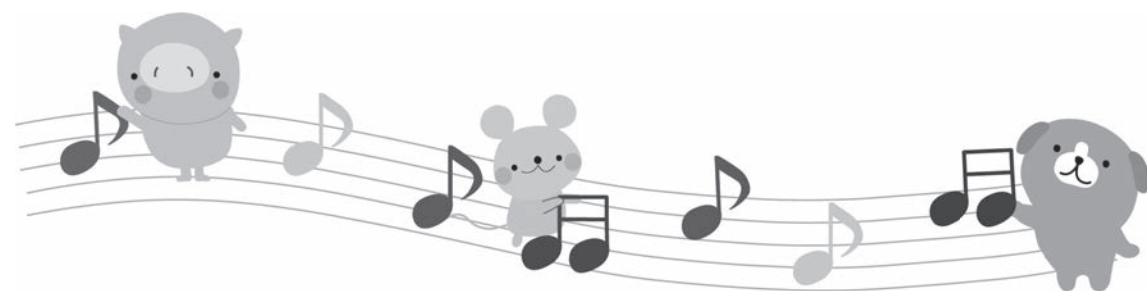
また、その他の穀類については、麦・大豆といった国の戦略作物の栽培や、黒豆・そばといった安曇野のブランド作物として認知されつつある作物が栽培されています。

#### ◆ 米

- 他産地米との差別化を図るため、「安曇野米」の栽培基準を定め、「質」の統一化と安定した「量」の確保に取り組む
- 「風さやか」については、良食味につながる栽培検証に取り組み、美味しい「安曇野産 風さやか」の栽培と普及拡大を図る
- 土壌成分分析による良質な土づくりをはじめ、減農薬・有機栽培米の生産拡大を推進し、「質」の向上によりブランド力の強化に取り組む
- 農地集積および規模拡大を推進するため、担い手の育成を支援し、大型機械による労働力軽減や効率的農業を進め、大規模経営に必要な基盤を確立する
- 食品流通チェーンとの協力による、首都圏を中心とした「米」の販売を通じて、「質」と「量」の両立による安曇野ブランドの確立を図る
- 消費者への「安曇野米」認知度を高めるため、イメージキャラクターを活用したPRにより、イメージ戦略によるブランドを推進する
- 水稻農家の経営を安定させるため、経営所得安定対策等の活用を促進し、平成30年以降は国の動向を注視し、研究する

#### 《 数値目標の設定 》

部門	品 目	27年度		33年度目標値	
		面積 (ha)	JA出荷額 (百万円)	面積 (ha)	JA出荷額 (百万円)
水稻	主食用水稻	3,015.0	2,301.3	3,015.0	2,300.0
	加工用米	43.8	80.5	45.0	83.0
	新規需要米 (飼料用米他)	140.5	8.2	150.0	8.7



◆ 麦

- 連作障害や病害虫に対する新技術の検証を進め、「質」と「量」の両立による安曇野ブランドの確立に取り組む
- 病害虫による品質と収量の低下・農家所得低減に対応するために、栽培技術研究を実践し、新品種の普及拡大を推進する
- 大規模化や団地化等による農地集積を推進し、収量の拡大を図る
- 加工等に適した新品種の利用方法を研究する
- 経営所得安定対策等の活用により、生産農家の経営の安定化を図る

◆ 大豆

- 病害虫等による品質低下と収量減少への対策として、輪作体系等の有効策を農家へ周知し、「質」と「量」の両立による安曇野ブランドの確立を推進する
- 大規模化や団地化等による農地集積を推進し、収量の拡大を図る
- 経営所得安定対策等の活用により、生産農家の経営の安定化を図る

◆ 黒豆

- 安曇野市の生産振興品目の一つとして、生産技術の向上や作業委託などによる労働力の低減を進め、「量」の確保を通じたブランド力の強化を図る
- 連作障害に対する技術の検証を進め、「質」と「量」の両立による安曇野ブランドの確立に取り組む
- 中山間地域など、適地での栽培を推進し、ブランド力の強化を図る
- 経営所得安定対策等の活用により、生産農家の経営の安定化を図る

◆ そば

- 全国的に定着しつつある安曇野の「そば」のイメージを強化するため、そばの品質を統一し、イメージ戦略によるブランド力の強化を進める
- 大規模化や団地化等による農地集積を推進し、収量の拡大を図る
- 経営所得安定対策等の活用により、生産農家の経営の安定化を図る

《 数値目標の設定 》

部門	品 目	27 年度		33 年度目標値	
		面積 (ha)	JA 出荷額 (百万円)	面積 (ha)	JA 出荷額 (百万円)
戦略作物 (国)	麦	724.0	327.5	700.0	317.0
	大豆	190.0	50.0	195.0	51
	黒豆	15.7	1.3	16.0	1.3
	そば	280.1	73.1	290.0	76.0

(2) 果樹

技術向上による付加価値の高い果樹の生産の拡大

果樹については、特に三郷・堀金地域の畑地帯でりんごの栽培が盛んに行われています。気候条件や生産者の努力により全国に誇る品質を実現し、安曇野のりんごとしてブランドを構築しており、現在では米と並ぶ主要な農産物となっています。また、その他の果樹についても栽培が行われ、新技術の導入や、ニーズに合った新品種の検討が進められています。

◆ りんご

- りんご新しい化栽培（高密植）の特徴である、早期収穫と生産量の増大のメリットを栽培農家へ周知し、普及拡大を推進する
- 新たな品種の導入を研究し、消費者に好まれるりんごの普及を図る
- 農薬の飛散防止対策等、ポジティブリスト制度※に基づいた農薬の適正使用を生産農家に喚起し、「質」の向上を通じたブランド力の強化に取り組む
- 消費者が購入し易いように、消費者ニーズに合った販売方法を研究・開発し、りんごの販売促進を図る

◆ なし

- なしの高樹齢化による収量・樹勢の低下を解消するため、ジョイント仕立てのモデルほ場を設けて検証・研究し、農家への技術の普及を図る
- 新たな品種の導入を研究し、消費者に好まれるなしの普及を図る
- 農薬の飛散防止対策等、ポジティブリスト制度に基づいた農薬の適正使用を生産農家に喚起し、「質」の向上を通じたブランド力の強化に取り組む
- 消費者が購入し易いように、消費者ニーズに合った販売方法を研究・開発し、なしの販売促進を図る

※「ポジティブリスト制度」とは  
基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度のことです。



## ◆ ぶどう

- 気候変動に伴う温暖化の進行に対応して、新たな品種の導入を研究し、消費者に好まれるぶどうの普及を図る
- 農薬の飛散防止対策等、ポジティブリスト制度に基づいた農薬の適正使用を生産農家に喚起し、「質」の向上を通じたブランド力の強化に取り組む
- ワイン特区※の認定取得を目指し、遊休荒廃農地等を利用して、ワイン用ぶどうの生産拡大を推進する
- 安定した生産ができるよう、鳥獣害対策の強化を図る

### 《 数値目標の設定 》

部門	品目		27年度		33年度目標値	
			面積 (ha)	JA出荷額 (百万円)	面積 (ha)	JA出荷額 (百万円)
主な果樹	りんご	JAあづみ	217.4	1,140.7	213.0	1,369.0
		市内直売所		134.9		162.0
	なし	JAあづみ	16.0	83.7	17.0	89.0
		市内直売所		15.0		16.0
	ぶどう (ワイン用ぶどう含む)		24.8	13.0	29.0	18.0

注) りんごの栽培面積は、農家の高齢化等による規模縮小が見込まれていることから減少するが、新しい化(高密度栽培)への改植が進むことから、面積当たりの収量の増加が見込まれているため出荷額は増加する。

#### ※「ワイン特区」とは

小規模ワイナリーなどが設立しやすい環境を整え、果樹生産振興が図りやすいよう、法律の規制が緩和される特別な区域のこと。構造改革特別区域のひとつで、酒造量下限の緩和がされ、酒造免許を受けやすくなる。



## (3) 野菜

### 適地適作での質と量の向上による野菜生産の拡大

野菜では、地域条件や作物の特性に合わせ、適地適作により良質な野菜が生産されています。玉ねぎやジュース用トマトをはじめ、スイートコーン、アスパラガスや白ねぎ等、多様な野菜が栽培されています。最近では安全・安心な野菜への消費者ニーズが高まっていることから、消費者が求める野菜の栽培方法についても研究が進められています。また、系統出荷のほか、直売所への出荷も農家の経営安定につながっています。

#### ◆ 野菜一般

- 土壌診断による適正な肥料成分で良質な土づくりを行い、安全・安心な野菜の生産を推進する
- ポジティブリスト制度による農薬の適正使用と遵守、生産履歴記録等の周知徹底を図り、低農薬・有機肥料による安全・安心な野菜を栽培し、「質」の向上を通じたブランド力の強化に取り組む

#### ◆ 玉ねぎ

- 機械定植用苗の購入や収穫機等の導入補助を通じて、労働力軽減のための機械化一貫体系を確立させ、良質な玉ねぎの生産量を確保し、「質」と「量」の両立による安曇野ブランドの確立を図る
- 他業者との連携による販路拡大を推進し、ブランド化を図る
- 集落営農組織による生産規模拡大を中心に、玉ねぎの生産拡大を図る

#### ◆ ジュース用トマト

- 病害虫に起因する収穫量の低減が著しい品目のため、栽培指導等の情報が迅速に伝わるよう、JA、普及センターとの連携を図る
- 小面積での栽培でも安定した収穫ができる特徴を活かし、小規模農家等での生産を確保し、生産量の拡大を図る



◆ アスパラガス

- 栽培管理が難しい品目だが、品質の向上と収穫量の確保を進めるため、市内の優良農家の栽培技術を広く普及し、「質」と「量」の両立による安曇野ブランドの確立を図る
- 病害虫や凍霜害への対策技術の普及により、高品質で高収量なアスパラガスの生産拡大を図る

◆ スイートコーン

- スイートコーンは、比較的労働力を軽減できる農産物であることから、収益性の高い転作作物として普及を図る
- 耕作放棄地解消に適した作物として推進を図る

◆ 白ねぎ

- 白ねぎについては、獣害対策（鹿害）として有効な農産物であることから、中山間地域に適した経営の多角化のための農産物の一つとして推進する
- 機械設備等の導入を通じて、出荷時における皮むき作業等の労働力の軽減を図る

◆ 夏秋イチゴ

- 夏秋イチゴは軽量品目であり、単位面積当たりの収入が比較的大きいことから、新規に取組みやすい農産物の一つとして推進する。
- 地元農業高校、直売所及び食品会社等と連携し、規格外品等の有効活用を図る。

《 数値目標の設定 》

部門	品目	27年度		33年度目標値	
		面積 (ha)	JA出荷額 (百万円)	面積 (ha)	JA出荷額 (百万円)
市重点作物	玉ねぎ	31.7	41.2	45.0	58.0
	ジュース用トマト	28.6	84.5	29.0	85.0
	アスパラガス	9.9	18.6	10.0	19.0
	スイートコーン	11.5	10.7	12.0	11.0
	白ねぎ	4.5	4.8	5.0	5.0
—	夏秋イチゴ	165.5a	100	500.0a	300

(4) 花き

質の向上とブランド化の推進による花き販売の拡大

花きでは、県下一の生産量を誇るストックやキクのほか、様々な品目が栽培されています。生産技術の研究や、消費者への販売促進により、経営の安定化を進めています。

◆ 花き

- スリップス等の病害虫による花き品質低下を改善するための研究・検証を実施し、農家への普及を図る
- 化学薬品による土壌消毒から、温湯消毒に切り替えるための効果検証実験を行い、生産者や消費者が安心して触れられる花き生産方法の普及を進め、「質」の向上を通じたブランド力の強化を図る
- JAと連携し、農産物イベント等で一般消費者の底辺拡大を支援し、花き生産地としてのイメージを確立する

《 数値目標の設定 》

品目	27年度		33年度目標値	
	面積 (ha)	JA出荷額 (百万円)	面積 (ha)	JA出荷額 (百万円)
カーネーション	—	26.3	—	30.0



## (5) 畜産

### 衛生対策と環境整備による畜産経営の安定化

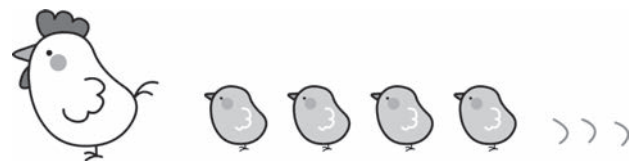
乳用牛、肉用牛、豚とも県内では有数の飼育頭数であり、市内各地で経営が行われています。周辺環境との調和や農家間の連携を図り、経営の安定化を図る取り組みが進められています。また、複数の畜産農家の連携による、安曇野の地域イメージを活かした販売などの動きも見られます。

#### ◆ 畜産

- 予防接種の促進と飼養環境の改善により、家畜伝染病の防止対策の充実と検査体制の支援を行い、消費者ニーズにあった安全な畜産物の生産を推進する
- 周辺環境に配慮した畜産経営のために、環境対策に必要な施設整備や機械等の導入促進など、衛生対策の推進を図る
- 良質な堆肥を市内の耕種農家へ還元するために、堆肥の円滑な利用を促進する
- 地域イメージを活用し、畜産農家が連携して畜産物のブランド化を図る

#### 《 数値目標の設定 》

品 目	27 年度		33 年度目標値	
	飼育頭数 (頭または羽)	出荷額 (百万円)	飼育頭数 (頭または羽)	出荷額 (百万円)
乳用牛	877	118.2	880	120
肉用牛	1,066	536.6	1,070	550
豚	6,829	162.2	6,830	170



## (6) 特産・水産

### 地下水・湧水の確保とブランド力強化による特産・水産の振興

安曇野の大地を形成する扇状地の扇端部では地下水が湧出しており、この清冽な湧水を活用したわさび栽培やニジマス等の養殖が行われています。わさびについては、個々の農家の努力により販路が確保され、産地が形成されてきました。また、観光との結びつきや加工等による6次産業化への取り組みも行われています。



#### ◆ わさび

- 地下水のかん養など、湧水の確保を図り、わさびの生産拡大を図る
- 全国に誇れる「安曇野ブランドわさび」の創出を実現し、地理的表示（GI）制度の取得等、他産地との差別化を図る
- 農産物販売イベント等での販売促進を推進し、安曇野市の特産品としてPRする

#### ◆ 水産

- 地下水・湧水の確保により養殖生産拡大を図る
- 豊かな地下水・湧水を利用したニジマス・イワナ・ヤマメなどの生産や、養殖専用品種「信州サーモン」「大王イワナ」など新品種を中心に、水産振興を進める

#### 《 数値目標の設定 》

品 目	27 年度		33 年度目標値	
	面積 (ha)	出荷額 (百万円)	面積 (ha)	出荷額 (百万円)
わさび	31.3	845	33.0	890
ニジマス	6.0	404	6.0	404

注) わさびについては、出荷量（t）の記載



## 2 田園を「守る」～維持する～

田園を「守る」ことを実現する上で、安曇野市の農業・農村の現状と課題を整理し、その課題解決に必要な振興方針を定めます。

### 《計画見直しに係る現状と課題》

#### ◆ 市内の状況についての意見

##### 2-1 農村の活性化

- ・人口減少、少子高齢社会の到来に対応していく必要がある。
- ・「農村女性ネットワークあづみ」は解散したが、各地区の生活改善団体等は活動を継続し、農村生活マイスター協会安曇野支部の構成メンバーも増加している。
- ・女性の世代間との交流を促していく必要がある。

##### 2-2 農業後継者の確保・育成

- ・今後5年間の間に、次の世代の担い手について検討を進めていく必要がある。
- ・若年層に加えて、定年後の世代についても、積極的に農業者として育成していく必要がある。
- ・ターゲットを絞り子どもたちに農業を将来の職業の選択肢の一つと認識させる必要がある。
- ・農業をできる土地を提供する仕組みづくりを検討していく必要がある。

##### 2-3 田園環境や景観の保全

- ・ほ場整備されていない農地の整備については、地域的な状況を調査しなくては判断できないが、「小規模区画整理」が考えられる。
- ・果樹農家に今後の経営意向調査のアンケートを実施しており、新規就農者等への情報提供に活用する予定である。
- ・明科天王原におけるワイン用ブドウ園の再生に着手した事例がある。
- ・耕作条件不利地にあった農作物を市農業再生協議会において複数検証（ブルーベリー、ニンニク、ルバーブ）している。
- ・中山間地域で、市と協定（中山間地域等直接支払制度）を結んだ集落には交付金が出されている。
- ・鳥獣害対策について市独自の制度も含め、地元住民の協力を得ながら、複合的な対策を検討していく必要がある。

#### ◆ 国の動向

- ・平成27年度より「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく日本型直接支払制度が実施されている。

### 《振興方針》

#### 2-1 農村の活性化

- (1) 地域農業振興の中核となる組織、リーダーの育成

#### 2-2 農業後継者の確保・育成

- (1) 『職農教育』の推進
- (2) 後継者・新規就農者の確保・育成

#### 2-3 田園環境や景観の保全

- (1) 優良農地の保全
- (2) 生産基盤の整備
- (3) 農家と非農家の連携
- (4) 中山間地域の向上対策
- (5) 荒廃農地対策
- (6) 鳥獣害対策

## 2-1 農村の活性化

集落内における農家の減少、高齢化、兼業化が進む中で、集落のまとまりと人材育成による農村の活性化を図ります。

### (1) 地域農業振興の中核となる組織、リーダーの育成

地域農業振興の中核となる組織、リーダーの育成を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

#### 《目標》

農業を地域で守り、振興する多様な担い手や組織づくりを進める

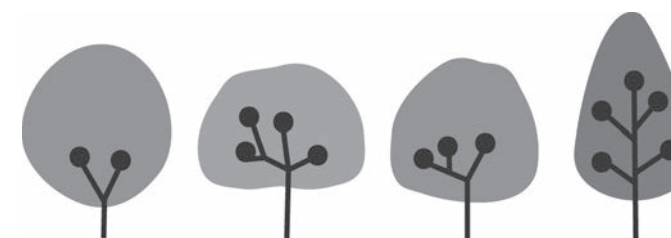
#### 《振興策》

主な振興策	実施施策
I 集落や地域の中心となる地域リーダーを育成し、地域の活性化を促進する。	1) 「人・農地プラン」※に基づき、プランに位置付けられた中心となる経営体を優先して、地域リーダーを育成する。 2) 農村生活マイスター※を始めとする地域づくりの女性リーダーへの活動支援を行う。

主な振興策	実施施策
II それぞれの集落にふさわしい組織の姿を構築し、農業・農村の活性化を推進する。	1) 相談窓口を明確にするほか、制度の説明会や広報・ホームページ等による情報提供を行う。

主な振興策	実施施策
III 若手農業者や女性農業者の地域活動への参画や交流を促進し、次世代のリーダーを育成する。	1) 地域リーダーを中心に、経営主だけではなく配偶者や子弟の積極的な地域活動等への参加を促す。 2) 農村生活マイスターを中心に女性就農者やJA女性部及び農業高校の女子生徒との世代間と横のつながりを増すための交流を促進する。

主な振興策	実施施策
IV 家族一人ひとりが意欲を持ち主体的に経営参画する家族経営協定※の締結を促す。	1) 農業後継者や女性農業者が、役割を明確にして経営参画し、農業者年金等の安定した経済設計につながる家族経営協定への取組を支援する。



## 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
人・農地プランの策定	14 地区	14 地区	地区内プランの見直しを随時行い、中心的経営体を明確にする。
農村生活マイスター人数	48 人	56 人	年間1人ずつ、5年間で5人を増加させる。(H28は51人の予定)
家族経営協定締結数	110 件	121 件	締結の推進を図り、各地域5年間で2件ずつ増加させる。(H28は111件の予定)

### ※「人・農地プラン」とは

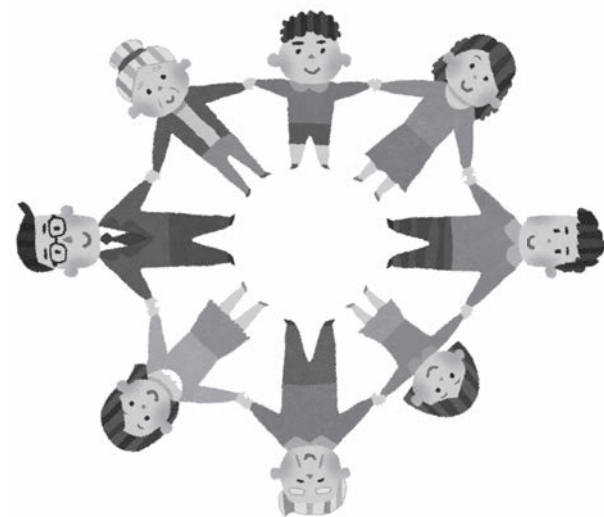
地域的なまとまりを持つ農業集落や地区を一つの単位として、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など地域が抱える「人と農地の問題」を解決させるための地域農業マスタープランです。

### ※「農村生活マイスター」とは

長野県の制度で、地域農業の振興、望ましい農家生活の推進及びむらづくり活動等に女性の立場から取り組み、地域の実践的リーダーとして活動することをねらいに、農業経営と農家生活の向上に意欲的な女性農業者を知事が認定する制度です。

### ※「家族経営協定」とは

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。



## 2-2 農業後継者の確保・育成

多くの農家にとって、最も深刻な問題である農業後継者問題の解決に向けて、所得向上策と並行して取り組みを進め、農業後継者を確保・育成します。

### (1) 『職農教育』の推進

『職農教育』※の推進を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

## 《 目 標 》

農業を夢のある職業と捉える『職農教育』を推進し、将来の後継者増加につなげる

## 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 『職農教育』を農業後継者づくりの重要な柱と位置づけ、地域や学校で、子供たちが『職農教育』に取り組めるシステムを構築する。	1) 農業委員会・教育委員会・JAの取組みと連携し、『職農教育』の理念を踏まえた農業体験メニューの立案や、教材の紹介を行い、地域や学校で『職農教育』を推進する。

主な振興策	実施施策
II 農業高校等へ就農に寄与する教材や実習の支援及び情報提供等を行う。	1) 農業高校と連携し、高校生が将来就農する際役立つ実習、講習を経験できるよう、教材の提供、実習の支援、情報提供を行う。

## 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
農業体験を実施する学校数	14 校	19 校	農業体験を実施する学校(小・中・高)を毎年1校ずつ増やす。(H28は14校の予定)

### ※「職農教育」とは

農業者の創意工夫と経営努力で収益を上げられる「経営者」としての側面、消費者の食を支える「生産者」としての誇りなど、子供たちに職業としての農業のすばらしさを伝え、農業を職業の選択肢と捉えてもらうために、農業体験等を通じて、子どもたちに職業としての農業を意識させ、将来の農業後継者・新規就農者を確保すること目的とする教育活動を「職農教育」と定義します。



## (2) 後継者・新規就農者の確保・育成

後継者・新規就農者※の確保・育成を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

### 《 目 標 》

就農支援室の活用により、後継者や新規就農者を確保・育成する

### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 新規就農を目指す人材を確保するために、就農に役立つ多様な情報提供を行う。	1) ホームページを活用し、支援制度や研修・就農の受け入れ情報等を発信する。
	2) 移住相談窓口と連携した就農相談を行い、新規就農者の確保を図る。
	3) 新規就農者が農地や住宅を確保できるよう支援する。

主な振興策	実施施策
II 後継者・新規就農者の生活の安定のために、国の支援制度を活用した支援体制を整備する。	1) 将来の担い手を確保するために、生計が成り立つような新規就農者の経営開始計画づくりを支援する。
	2) 国の給付金制度等の活用を推進するとともに、市単独でも親元就農者へ支援し、後継者確保を図る。

主な振興策	実施施策
III 若者に限らず、定年帰農者・女性農業者など、多様な後継者が積極的に就農できる仕組みづくりを推進する。	1) 就農支援室を中心に、研修先の斡旋や、経営意向に即した作物の紹介などを行い、就農できるよう支援を行う。

主な振興策	実施施策
IV 後継者や新規就農者の交流の場等を設け、安心して農業経営に取り組める環境づくりを推進する。	1) J A 青壮年部・女性部をはじめ、各種後継者等の組織への加入を促す。
	2) 再生協議会の後継者部会を中心に、恋活、婚活等の交流の場を設ける。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
新規就農者数	10 人 / 年	10 人 / 年	近年、年間 7 ～ 15 人が就農している実績を踏まえ、計画期間において年間 10 人の新規就農者を目標とする。

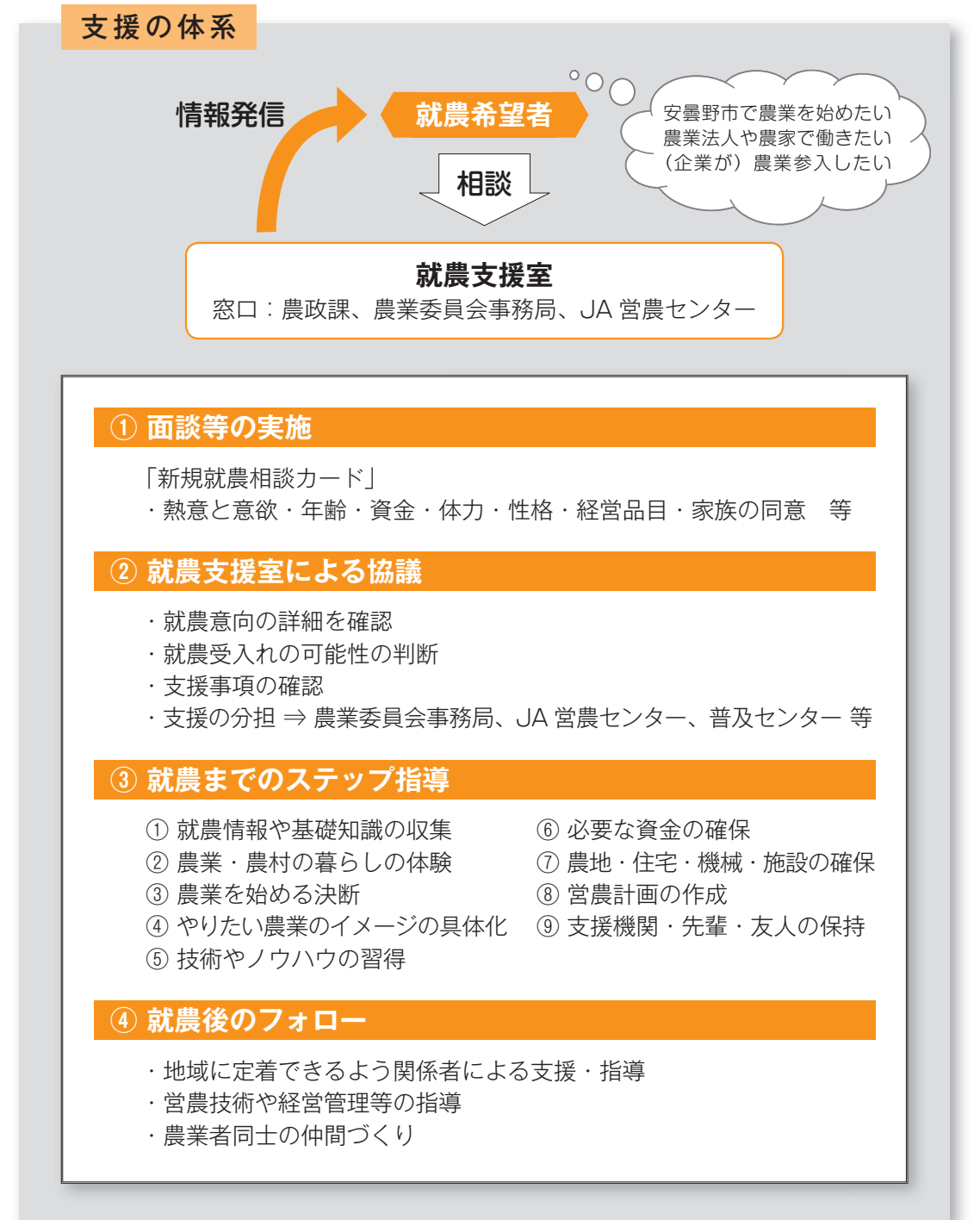
#### ※【新規就農者】とは

農家世帯員のうち調査期日の前々年の就業状態区分が「勤務が主な人」「学生の人」で、過去 1 年間の普段の就業状態が「農業が主」となった者のことです。(新規学卒就農者と離職就農者の合計)

## ◆ 就農支援室 設置の背景

農業全般において高齢化や後継者不足が課題であり、将来の地域農業を担う有能な人材の育成が必要です。国の青年就農給付金制度も創設され、新規就農者の確保・育成に支援しており、市においても更なる就農支援サービスを行うために就農支援室を設置しました。行政・J A の窓口において随時行っていた相談を総括的に行うための相談窓口です。

また、就農後のフォローや、移住相談窓口と連携した就農への働きかけを行っています。



### ① 面談等の実施

「新規就農相談カード」  
・熱意と意欲・年齢・資金・体力・性格・経営品目・家族の同意 等

### ② 就農支援室による協議

・就農意向の詳細を確認  
・就農受入れの可能性の判断  
・支援事項の確認  
・支援の分担 ⇒ 農業委員会事務局、JA 営農センター、普及センター 等

### ③ 就農までのステップ指導

- ① 就農情報や基礎知識の収集
- ② 農業・農村の暮らしの体験
- ③ 農業を始める決断
- ④ やりたい農業のイメージの具体化
- ⑤ 技術やノウハウの習得
- ⑥ 必要な資金の確保
- ⑦ 農地・住宅・機械・施設の確保
- ⑧ 営農計画の作成
- ⑨ 支援機関・先輩・友人の保持

### ④ 就農後のフォロー

・地域に定着できるよう関係者による支援・指導  
・営農技術や経営管理等の指導  
・農業者同士の仲間づくり

## 2-3 田園環境や景観の保全

農家の減少や高齢化が進む状況に対応して、農地を保全し、地域のまとまりを強化することで田園景観や環境を保全します。

### (1) 優良農地の保全

農地の保全を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

#### 《 目 標 》

優良農地を計画的に保全し、農業生産と田園景観の基盤を守る

#### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 安曇野の原風景である田園景観を後世に引き継ぐために、地域全体で優良農地を守る取り組みを推進する。	1) 地域の農村環境を守り、優良農地を保全するために、多面的機能支払事業※や中山間地域等直接支払制度、地域営農組織の育成など他施策と連携して、地域における共同の取り組みを推進する。

主な振興策	実施施策
II 安曇野市農業振興地域整備計画に基づき、農業生産の基盤となる優良農地を確保し、田園景観を守る。	1) 田園景観の基礎となる優良農地を守る観点に立ち、安曇野市農業振興地域整備計画変更の適切な運用を実施する。

主な振興策	実施施策
III 農村の生活環境を向上させるための開発や、バランスのとれた産業振興のために必要な開発については、安曇野市土地利用基本計画などと整合を図り、優良農地との住み分けを明確化の中で推進する。	1) 優良農地の維持保全を基本とし、開発を伴う土地利用については、安曇野市の適正な土地利用に関する条例に基づいて、比較的開発を促進する区域への誘導を図る。

#### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
農用地の減少面積	8.0ha	8.0ha	過去の除外面積が7.8haのため、同程度の目標とする。 但し、インター東の開発は市の計画に位置付けられてはいるが、面積が広く除外が不確定な案件のため、面積から除く。(参考：市計画(インター東)に基づき実施予定の除外面積 約5.8ha)

#### ※「多面的機能支払事業」とは

国から交付される多面的機能支払交付金を活用して行う、多面的機能を支える共同活動（農地法面の草刈り・水路の泥上げ等）及び地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成等）のことです。

### (2) 生産基盤の整備

生産基盤の整備を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

#### 《 目 標 》

生産基盤の整備・維持・更新を計画的に進め、農業生産を継続的に発展させる

#### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 生産性向上のために必要とされる、ほ場整備等の土地改良事業を計画的に進める。	1) 経営体基盤整備事業を活用し、区画整理により農地の大区画化を行ない担い手への農地集積を進める。また、農道や農業用排水路の整備を行なう。

主な振興策	実施施策
II 機能が低下した農業用施設の適切な維持更新を行う。	1) 水利施設ストックマネジメント事業、土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、昭和40年代に整備された農業用排水路の長寿命化を行なう。 2) 市単補助事業の活用を促し、土地改良区等が実施する農業用施設の建設に対する財政支援を行なう。

主な振興策	実施施策
III 集落周辺の小規模な水路・農道等の維持補修等については、地域ぐるみの共同作業による取り組みを推進する。	1) 多面的機能支払事業により、小規模農業用施設の維持管理及び補修・更新を進める。また、市単事業により維持補修工事を行う。

#### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
整備の必要な水路延長	2.1km	0km (更新完了)	国の農業農村整備事業管理計画に基づき用排水路の整備を進める。



### (3) 農家と非農家の連携

農家と非農家の連携を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

#### 《 目 標 》

地域の農家と非農家が力をあわせて多面的機能支払事業等に取り組み、農村活力を高める

#### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 田園環境は住民全ての共通財産であることを念頭に、多面的機能支払事業の活動を通じ、農業農村を守る取り組みを拡大する。	1) 多面的機能支払事業の周知を図るため、地域住民や営農組織等に対して、出前講座などを開催し、地域の合意形成を図りながら規模拡大を図る。 2) 事業の効率化を図るため、多面的機能支払事業の活動組織のネットワークにおいて、情報の提供や交換、連絡調整、研修会等の開催を行う。

主な振興策	実施施策
II 地域内の合意形成により、多面的機能支払事業等を活用し、農家・非農家が協力し合う地域づくりを進める。	1) 組織化の協議に対する参加・支援として、既に設立されている同様の組織をモデルに、その成果に参加する組織や集落等に情報提供する。 2) 農業環境を良好に保全する活動として、農家や非農家が参加できる講習会等（水路補修作業）を開催し活動内容を紹介する。

主な振興策	実施施策
III 農村での祭りやイベント等を通じた、農家・非農家が一体となったコミュニティづくりを進める。	1) 多面的機能支払事業等において、非農家に参加できる収穫祭等のイベントに取り組みるように、活動組織を支援する。

#### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
多面的機能支払事業組織数	48 組織	61 組織	この数年、毎年2組織程度が事業に取り組みされていることから、目標を10組織増加させる。(H28は51組織の予定)
多面的機能支払事業取り組み面積 (取組率)	2,820ha (47%)	3,100ha (52%)	市内の農振農用地への取組率を、全国平均50%を超える状況に向上させる。



### (4) 中山間地域の向上対策

中山間地域への対応を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

#### 《 目 標 》

生産条件の不利な中山間地域の特殊事情を考慮した取り組みを進める

#### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 中山間地域等直接支払制度※の活用などを通じて、地域が一体となって中山間地域の農業農村を守る取り組みを推進する。	1) 定期的な検討会を開催し、各協定集落の取り組み状況の確認と課題解決に向けた協議を行う。 2) 中山間地域の農業農村を維持し荒廃農地の発生を防止するため、中山間地域等直接支払制度の協定面積の増加を図る。 3) 農道や水路の整備への支援を行う。

主な振興策	実施施策
II 中山間地域での農地保全のけん引役となる、集落営農組織等の農家の組織化を推進する。	1) 組織化の協議に対する参加・支援として、既に設立されている同様の組織をモデルにその成果を他の集落に情報提供する。

主な振興策	実施施策
III 認定農業者や新規就農者などの担い手の育成・確保などにより、中山間地域集落の農業生産活動等の安定を整える。	1) 中山間地域で営農する担い手への農業用機械の導入や営農への支援を検討する。

#### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
中山間地域等直接支払制度の協定数	11 集落	11 集落	第3期対策期末の協定数は15集落であったが、第4期対策では合併(2集落)及び脱退(2集落)の理由で11集落となった。集落間の合併等も踏まえ、組織数がこれ以上、減少しないように現状の協定数を維持する。
中山間地域等直接支払制度の協定農用地面積	86.0ha	88.0ha	第3期対策期には、約100haであった中山間地域等直接支払制度取組面積を鑑み、2集落分(1協定最低1ha以上)向上させる。

#### ※「中山間地域等直接支払制度」とは

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度のことです。平成12年度から実施してきており、平成27年度から第4期対策(平成27年度～平成31年度)が開始されています。



## (5) 荒廃農地対策

荒廃農地※対策を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

### 《 目 標 》

地域ぐるみの対策で荒廃農地をなくし、健全な農地と景観を守る

### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 作業性の低い小規模・不整形な圃場、有害鳥獣被害などの生産条件不利地の現状を把握した上で、課題を整理し、持続的に営農が行えるよう検討を行う。	1) 再生後も持続的な営農が可能となるよう、地域に適した農作物などの研究を進める。

主な振興策	実施施策
II 荒廃農地解消組織の支援及び再生後の荒廃農地で耕作を行う農家への支援を継続的に行なう。	1) 荒廃農地を率先して解消する農業者等に対して、国の交付金事業などを積極的に活用し支援する。 2) 荒廃農地再生等に係る安曇野市独自の支援事業を検討する。

主な振興策	実施施策
III 荒廃農地化する前の軽度の荒廃農地について、農地中間管理機構等への利用権設定を勧めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に努める。	1) 発生予防策として、市、農業委員会、JAで協力して地域の担い手や営農組織に積極的に声掛けをして、農地の流動化を促進する。 2) 区域内の農地の利用状況を把握し、農地が遊休化している場合には、農地所有者に対し利用意向を調査し、農地中間管理機構への貸付等を促進する。 3) 新規就農者希望者へ遊休化した果樹園などの情報提供を行い、マッチングを進める。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
荒廃農地全体面積	57.5ha	40.0ha	過去8年間の実績では、おおむね60haから50haの間で推移していることを踏まえて、40ha台へと減少させる。

#### ※「荒廃農地」とは

市町村及び農業委員会による現地調査において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている」に該当する農地のことです。

#### 【参考】

「耕作放棄地」とは、農林業センサス（統計）において、「以前耕作していた土地で、1年以上作物を作付けせず、この数年間に再び作付けする考えのない土地」と定義。統計上の用語。  
「遊休農地」とは、農地法において、「現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度と比較し、著しく劣っていると認められる農地」と定義された用語。

## (6) 鳥獣害対策

鳥獣害対策を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

### 《 目 標 》

地域に適した鳥獣害対策を進め、生産意欲と生産量を保持する

### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 地域ごとに鳥獣害の状況について認識を共有し、それぞれの地域に適した対策を研究する。	1) 広域獣害防護柵の設置・延長をはじめ、市独自の制度を含め地域に適した複合対策（モンキー犬、侵入防止柵・防止装置等）を組み合わせ、鳥獣害への被害防止に向け意識高揚を図る。

主な振興策	実施施策
II 国の交付金等を活用し鳥獣害対策を進めるため、3年に一度、鳥獣の防止・捕獲を含めた市全体の鳥獣被害防止計画を策定（見直し）する。	1) 地域での鳥獣による被害状況を把握した上で、再生協議会の有害鳥獣対策部会での協議により、鳥獣被害防止計画を策定（見直し）し、計画を基に防止・捕獲を実施する。

主な振興策	実施施策
III 鳥獣害の防止や鳥獣の捕獲等、新たな技術や有効とされる対策について研究を進め、積極的に取り組む。	1) 近年、様々な侵入防止装置や設備の開発が進み被害防止手段も変わってきているため、経営者が活用できるよう再生協議会において有効と思われる対策の効果の検証を行うとともに、有効性が見出された手段については、複合対策の一つとして導入を進める。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
鳥獣害被害金額	8,980千円	7,180千円	侵入防止柵の設置等による効果を見込んで、鳥獣害による被害金額を減少させる。



### 3 安曇野に「生きる」～暮らす～

安曇野に「生きる」ことを実現する上で、安曇野市の農業・農村の現状と課題を整理し、その課題解決に必要な振興方針を定めます。

#### 《計画見直しに係る現状と課題》

##### ◆ 市内の状況についての意見

##### 3-1 農のある暮らしの充実

- ・ JA あづみでは「あぐりスクールサポート事業」「あぐりキッズスクール事業」を立ち上げており、食農教育に関してJAも関わっていきたい。
- ・ 安曇野産米を安曇野市民が食べているかの調査やJAあづみが地域を重視していく方向性等を含めて、ブランド化の前提としても、地産地消のあり方を検討する必要がある。
- ・ 高齢者の生きがい、健康寿命の延伸等の観点から、市の福祉・高齢者施策の中で、新たに農業を位置付けていくことも有効である。

##### 3-2 環境資源の保全・活用

- ・ 湧水量が減少しており、わさびの品質・生産量への影響、安曇野の観光イメージ低下が懸念され、課題である。
- ・ 農業用水を利用した小水力発電や「もみがらカマド」の活用などを検討してはどうか。



#### 《振興方針》

##### 3-1 農のある暮らしの充実

- (1) 食農教育の推進
- (2) 地産地消の推進
- (3) 農業学習の推進
- (4) 市民農園の拡充
- (5) 家庭菜園の普及

##### 3-2 環境資源の保全・活用

- (1) 環境に優しい農業の推進
- (2) 地下水量の保全とかん養
- (3) 未利用エネルギーの活用

##### 3-3 環境問題への対処

- (1) 放射能問題への対処
- (2) 地下水汚染への対処
- (3) ドリフト問題への対処
- (4) 畜産臭気への対処
- (5) 外来生物、難防除雑草等への対処



### 3-1 農のある暮らしの充実

農家に限らず、広く市民が豊かな環境の恵みを楽しんで、安曇野で農のある暮らしが充実できるよう、取り組みを進めます。

#### (1) 食農教育の推進

食農教育※の推進を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

#### 《目標》

「いのちを支える食、食を支える農業」の考え方に基づく食農教育を推進する

#### 《振興策》

主な振興策	実施施策
I 地域や学校での食農教育の場に、地域の農家が積極的に参加できるように支援する。	1) 指導を行うことのできる農業者を活用し、学校での農業体験に協力する。 2) JAの取り組みや再生協議会等と連携しながら、安曇野農業の実態や農業の体験等を子どもたちに伝える機会を設ける。

主な振興策	実施施策
II 家庭・地域・学校において、子供たちに「いのちを支える食、食を支える農業」の大切さを教える機会を増やす。	1) 教育委員会や関係課と連携・調整を図り「安曇野の日※」を活用した、生産者による食材の説明や児童・生徒と生産者が話せる機会を設ける。

主な振興策	実施施策
III 子どもへの食農教育を介して、親世代にもより正しい食農教育を広める。	1) 親世代へ食農教育を広めるため、給食日より、市内メディア放送などを使い生産者の声を発信する。

#### 《数値目標》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
農業体験を実施する学校数	13校	17校	一部の小中学校の取り組みから、全小中学校の取り組みへと拡大させる。

#### ※ 「食農教育」とは

食育と農業教育を一体的に行う取り組みで、地元の農産物を食べるだけでなく、育てることから農業を知り、感謝の心を育むことを目的とした活動のことです。

#### ※ 「安曇野の日」とは

月に一度「安曇野の日」として、地域の食材をふんだんに利用した学校給食を提供しています。

## (2) 地産地消の推進

地産地消※の推進を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

### 《 目 標 》

地産地消を進める

### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 農産物直売所等において、地元産農産物を広く地域にPRしていく。地産地消を推進する取り組みを増やす。	1) 県内の人に向け、市内直売所の積極的利用を促し、安曇野産の旬の農産物を宣伝する。また、再生協議会が中心となり、PR方法の統一を図る。 2) 生産者拡大と多品目の作れる生産者を増やすために、安曇野FM等のメディアを使い、呼びかけをするとともに、農産物キャラクターを使いPRする。

主な振興策	実施施策
II 学校給食での地元農産物の利用と子ども達や保護者への周知を積極的に行うことを通じて、安曇野の農業への理解と愛着を深める。	1) 地元食材を利用した「安曇野の日」の実施における地元食材の導入の支援や生産者の給食への参加等を進め、子ども達や保護者が日常的に地元農産物に親しみ使っていきたい意欲向上への働きかけに取り組む。 2) キャラクターの活用による様々な情報発信に取り組む。

主な振興策	実施施策
III 市内農産物加工施設での自家用加工農産物加工へ取り組む市民を増やすため、施設PRや施設運営への支援を進める。	1) 市民が利用できる農産物加工施設でできる加工メニューや利用方法等の周知を進めるとともに、施設の利用を図る施設運営への支援を行う。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
学校給食での地元食材利用率 (米)	100%	100%	学校給食での主食米 100%を維持する。
学校給食での地元食材利用回数 (りんご)	3回	5回	学校給食で、地元産りんごの年間利用回数を増やす。(全給食センター)
直売所における地元産比率	50%	50%以上	地元産農産物の消費拡大のため、直売所における地元産農産物の扱い比率 50%以上を維持する。

#### ※「地産地消」とは

地域で生産された農産物や水産品を、その地域で消費することです。

## (3) 農業学習の推進

市民に対する農業学習の推進を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

### 《 目 標 》

農業学習の仕組みと指導体制を整備し、市民が農にふれあうきっかけを増やす

### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 生涯学習の場としての農業体験講座や、農業技術を学べる機会を増やす。	1) 魅力的な学習の場を数多く提供するため、市内の農業塾・体験農場の活動に対する補助とともに、独自に同様の活動を行っている農業者に対する支援も検討する。

主な振興策	実施施策
II 定年者や若い女性層など、新たな農業の担い手として期待される世代に農業学習の機会を積極的に提供する。	1) 農業塾・体験農場への参加促進に加え、若い世代が受講しやすい短期の研修の機会を創出する。

主な振興策	実施施策
III 自家用野菜の栽培から専門・実践的なレベルまでニーズに応じた農業学習の場を構築する。	1) 関係機関と連携し、生きがいとしての市民農園利用者から直売所への出荷を目指す農家層まで、幅広い住民ニーズに応じた指導体制を構築する。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
短期講習会※の開催	—	2講座	参加しやすい短期講習会を2年間で1講座ずつ増やす。

#### ※「短期講習会」とは

年間を通じて活動する「農業塾」や「体験農場」に対して、「プランターでの野菜作り講習会」、「夏野菜の栽培講習会」など、講習内容を特定し、1回から2回程度の受講を想定する講習会のことです。





## (4) 市民農園の拡充

市民農園※の拡充を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

### 《 目 標 》

市民農園を拡充して、市民が農のある生活を享受できる場を増やす

### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 自分で作物を作る喜びや市民農園の制度を広くPRして、市民農園の需要を増やす。	1) 広報紙やホームページの活用によるPRを充実させる。

主な振興策	実施施策
II 利用のニーズを踏まえて拠点となる市民農園を整備し、市内各所での開設を支援する。	1) 民間組織による市民農園開設を中心に、設置環境・条件の調査を実施したうえで市民農園を新設する。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
市民農園（特定農地貸付）区画数	273 区画	357 区画	JA あづみが計画する市民農園の開設を支援する。

#### ※「市民農園」とは

サラリーマン家庭や都市住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜や花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習など多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことです。



## (5) 家庭菜園の普及

家庭菜園の普及を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

### 《 目 標 》

農のある生活・家庭菜園の普及を進める

### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 作物を育てる喜び、食べる喜びを味わえる家庭菜園の良さを広くPRする。	1) 広報紙やホームページを活用して、家庭菜園の良さを広くPRし、家庭菜園の普及を推進する。

主な振興策	実施施策
II 敷地の一部において、プランター等を活用し、家庭菜園の普及を推進する。	1) 広報紙やホームページを活用して、家庭菜園の良さを広くPRし、家庭菜園の普及を推進する。

主な振興策	実施施策
III 家庭菜園における困った時の相談・質問等に応えられるようサポート体制を整備する。	1) 家庭菜園に対しても「農業技術アドバイザー」の活用を促す。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
啓発記事の掲載数	0 回	5 回	毎年1回、ホームページへ家庭菜園の普及記事を掲載する。



## 3-2 環境資源の保全・活用

農村地域の環境を安曇野の資産と捉えて、環境資源を将来にわたって守り続けると同時に、地域の農業・農村の活性化に向けて、有効に活用していきます。

### (1) 環境に優しい農業の推進

環境に優しい農業の推進を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

#### 《 目 標 》

安全・安心な暮らしを持続させるために、環境に優しい農業に意欲的に取り組む

#### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 環境へ悪影響を与えない農業の大切さを認識し、取り組みやすい環境を整備する。	1) 県農政部（農業技術課）や農業改良普及センター等と連携し、環境に優しい農業技術を広く普及するシステムを構築する。 2) 国の「環境保全型農業直接支援対策」を活用し、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を行う。

主な振興策	実施施策
II 有機JASやエコファーマー※の認証取得、県の認証制度の活用を推進する。	1) 環境に配慮した農業を推進するため、「環境に配慮した安全・安心な農業講座」を開設し、エコファーマーの拡充を図る。 2) 県の「信州の環境にやさしい農産物認証」制度等の活用を推進する。

主な振興策	実施施策
III 安曇野市の生産条件に適した、環境に優しい農業を研究し、啓発・普及する。	1) ビニールマルチなど農業資材の再利用、廃資材の減量など、リデュース、リユース、リサイクルについて、研究、啓発・普及を進める。 2) ビニールマルチなどの廃プラスチック類や廃棄農薬について、回収日を定め、適正な処理を推進する。 3) 再生マルチなど環境に負荷の少ない資材について研究。普及を進める。

#### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
エコファーマー認証取得者の数	160 人	230 人	エコファーマー取得者は年間 4～6 名程度の増加のため、H33 年には 200 名の取得を目指す。(H28 は 198 人)

#### ※ 「エコファーマー」とは

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、その計画が適当である旨の認定を受けた農業者のこと。

## (2) 地下水量の保全とかん養

地下水量の保全とかん養を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

#### 《 目 標 》

安曇野の誇りである地下水を保全するために、水田を中心としたかん養を進める

#### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 水田転作については、畑作物一辺倒の転作ではなく、新規需要米等による水張りでの転作を進める。	1) 新規需要米（飼料用米）への国の施策は、生産者と畜産業者等の契約栽培が条件であることを踏まえて、JA と連携し、安定した生産ができるよう取り組む。 2) 県内の実需者のみならず、県外の加工業者とも連携を図る必要がある場合も含めて、新規需要米の生産に積極的に取り組む。

主な振興策	実施施策
II 麦後湛水※等の普及可能性について研究し、関係機関と連携して取り組む。	1) 麦後湛水等の実施について、環境への効果と農家労力の負担を含めて、総合的な検証を進める。

主な振興策	実施施策
III 浸透機能等の地下水かん養に効果を有する農業施設の整備について検討する。	1) 農業排水路等の改修に当たっては、地域や市民の維持管理への協力の上で水路底部を透水化するなど、経済性や管理上の効率性だけでなく、流水を地下浸透させる整備を検討する。

#### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
麦後湛水及び新規需要米等による地下水かん養量	80.5 万 t / 年	150 万 t / 年	環境課が策定を進めている「水環境基本計画」に基づき、麦後湛水や新規需要米等による地下水かん養量の目標が定められている。H38 年に 300 万 t / 年を目標とする。

※湛水の実施は水利権上の整理及び関係機関の同意などの課題が整理された場合に実施します。

#### ※ 「麦後湛水」とは

麦は 10 月下旬に播種し、翌年の 6 月中旬に刈り取りを行います。そのため 7 月～9 月は農地に作付がされていませんが、この期間に水を張っておくことで地下水のかん養効果が期待されます。また、雑草の発芽抑制（除草対策）効果や、代かきを併せて実施することにより整地され、次回の作付が容易になるといった効果が認められます。さらに麦の連作障害対策にもなるとも言われています。



### (3) 未利用エネルギーの活用

未利用エネルギーの活用を通じて達成する目標、振興策、数値目標を示します。

#### 《 目 標 》

未利用エネルギーの農業への活用の研究を進める

#### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 利用されていない農業の残さや、農村の身近な資源についてのエネルギー利用を研究する。	1) もみ殻や剪定枝等の木質バイオマス※、また太陽光・風力等の農業用施設に利用できる再生可能エネルギーについて情報を収集する。

主な振興策	実施施策
II 豊富な農業用水を活用した小水力発電の可能性について研究を進める。	1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の動向や費用対効果を考慮しながら、水利権を有する土地改良区・農業水利組合と協議を行い、小水力発電の設置可能場所の検討を進める。

主な振興策	実施施策
III 温泉や工場の温排水の利用について研究を進める。	1) 温排水を既に利用している施設や利用可能エネルギーについて、情報を収集する。

#### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
小水力発電の調査研究箇所数	1	1	土地改良区が進める事業に協力しながら事業を構築する。

#### ※「木質バイオマス」とは

再生可能な生物由来の有機性資源のうち木材からなるものことです。発電のほか、ボイラーやストーブの燃料として活用できます。



### 3-3 環境問題への対処

食と農産物の安全・安心、住民の健康・生活環境の保全のために、農業にまつわる環境問題に対処します。

#### (1) 放射能問題への対処

放射能問題への対処を通じて達成する目標、振興策を示します。

#### 《 目 標 》

放射能検査の実施と迅速な情報公開の実施により、農産物の安全を確保する

#### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 新たな安全の指標として放射能問題を重要に捉え、地元産農産物の安全性をきちんとPRしていく。	1) 長野県との連携や空中線監視を実施している関係部署と情報交換を行う体制を維持するとともに、放射能問題に関する情報収集に努める。

主な振興策	実施施策
II 長野県とも連携し、市内農畜産物や土壌、堆肥等について、放射性物質の検査を適時に実施し、結果について詳細に公表する。	1) 長野県との連携により、市内農畜産物や土壌・堆肥等の検体を提供し、検査結果についてはホームページなどを通じて速やかに公表する。

主な振興策	実施施策
III 市民に加えて首都圏等の消費者に向けても情報を発信する。	1) 市内外の消費者が、安曇野産農産物に対する放射能問題について情報を把握し、安心して地元産農産物を購入できるよう、ホームページなどにわかりやすく情報を掲載する。 2) 消費者からの問い合わせに対して一貫した説明ができるように、地元農産物の出荷者や販売者に向けて、定期的に情報を発信する。

#### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
—	—	—	施策は情報公開が主であり、農業施策を通じた内容がないため、数値目標は設定しない。



## (2) 地下水汚染への対処

地下水汚染への対処を通じて達成する目標、振興策を示します。

### 《 目 標 》

農業に起因する汚染の防止に取り組み、地下水の水質を保全する

### 《 振 興 策 》

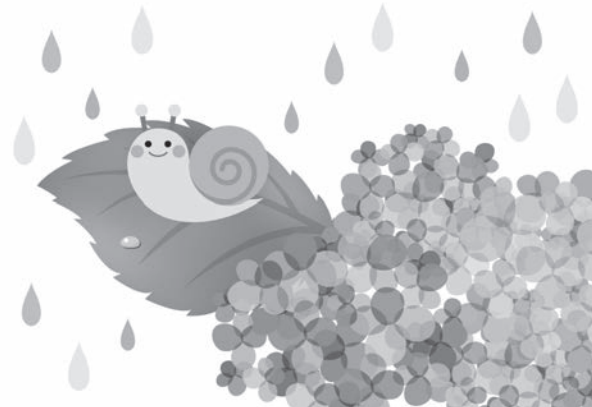
主な振興策	実施施策
I 過度な施肥による土壌の富栄養化や地下水の汚染等を防止するために、土壌診断に基づいた適正な施肥を行う。	1) 環境に配慮した農業を推進するため、市域で行っている土質の分布調査の情報や、JA等で行っている土壌診断等の情報の提供を進める。 2) エコファーマーの拡充を図るため、安全・安心な農業講座を開設し、土壌診断に基づく適正な施肥管理を学ぶ機会を設ける。

主な振興策	実施施策
II 自然環境への負荷をより低減するために、農薬の使用等を抑制する。環境に優しい農業技術を広く普及する。	1) 農薬の使用基準の遵守と体系的な防除の実施等を農家に呼びかけるとともに、減農薬栽培等の自然環境への負荷を低減する技術の情報を提供し普及を図る。

主な振興策	実施施策
III 農業用施設からの排水や処理水による地下水汚染の防止に取り組む。	1) 農業用施設からの地下水汚染を防ぐため、農業改良普及センターやJAと連携し、処理水の適正な管理について啓発を行う。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
—	—	—	施策は適正な施肥管理の実施推進であり、直接的に数値として反映される施策ではないため、数値目標は設定しない。



## (3) ドリフト問題への対処

ドリフト※問題への対処を通じて達成する目標、振興策を示します。

### 《 目 標 》

ドリフト問題への確に対処し、周辺農地の耕作や市民の生活環境を保全する

### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I ドリフト問題についての窓口を開設するなどして、情報収集を図り、迅速な対処を可能にする体制を整備する。	1) JAの各営農センターおよび市役所農政課に窓口を開設し、情報の収集を図り、迅速に対処できる体制を整備する。

主な振興策	実施施策
II ドリフト問題の解決策について積極的に研究し、効果的な方策を確立する。	1) JAを中心として、各種農薬の持つ残留性と各種農作物の出荷予定日を考慮し、農家へ周知するなど、情報提供を行う。

主な振興策	実施施策
III 散布農家・被散布農家・一般市民を含めて、地域ぐるみでドリフト問題の解消に取り組む。	1) 広報等を活用して、ドリフト対策の指導・周知を行う。 2) 再生協議会だよりへの事故例の掲載や、ドリフト問題を引き起こしにくい方法の紹介等を通じて、個々の農家がドリフト問題に高い意識を持ち、関係者の連携により防止が図られるよう啓発を行う。

### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
—	—	—	風のない日に農薬散布を行う等、簡単な周知を繰り返して、互いに注意しあうことを目指す施策であるため、数値目標は設定しない。

#### ※「ドリフト」とは

農薬が他のほ場等へ飛散することをドリフトと言います。農薬は作物等により使用できる農薬が定められているため、風等により他の作物のほ場に農薬が飛散した場合、出荷ができなくなることがあります。また市民生活への影響も懸念されるため、ドリフト問題への対応が求められています。



#### (4) 畜産臭気への対処

畜産臭気への対処を通じて達成する目標、振興策を示します。

##### 《 目 標 》

市民の良好な生活環境を保全するため、悪臭低減に取り組む

##### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 畜産業に起因する畜産臭気問題の現状を把握し、原因の究明を進める。	1) 敷地境界での臭気指数を基準として、畜産業からの悪臭を低減する対策を検証し実施する。 2) 畜産悪臭低減資材等の情報収集と検証実験を行い、臭気物質濃度と人の嗅覚等により悪臭対策への効果を検証する。

主な振興策	実施施策
II 畜産臭気対策のために有用な情報の収集や、新しい技術を研究し、普及する。	1) 畜産悪臭低減資材等の検証実験結果に基づき、畜産農家への普及を図る。 2) 農家が対策に取り組みやすすため、衛生資材とともに悪臭低減資材の購入費に対し助成を行う。

主な振興策	実施施策
III 畜産悪臭問題を抱えた個々の畜産農家について、現状に即した改善策を検討し、施設等の整備を進める。	1) 個々の畜産農家の設備等の状況により、糞尿の処理等に必要な設備などの助成を行う。

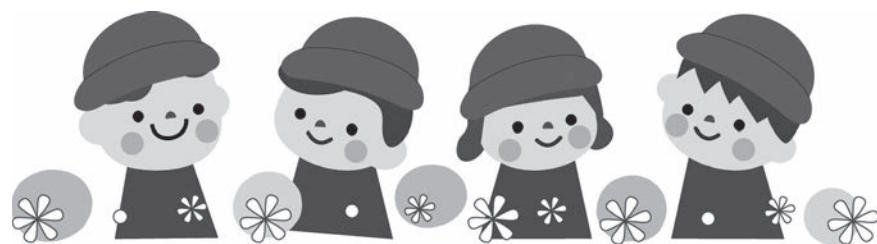
##### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
臭気モニターが判断する臭気強度※ 4.5 の低減	4: 47件 5: 5件	0件	「悪臭防止法に基づく臭気指数規制」により設定した目標値にする。

##### ※「臭気強度」とは

人の感覚（嗅覚）に近い悪臭の評価方法を数値化したものです。

0	1	2	3	4	5
無臭	やっと感知できるにおい	何のにおいであるかわかる弱いにおい	らくに感知できるにおい	強いにおい	強烈なにおい



#### (5) 外来生物、難防除雑草等への対処

外来生物への対処を通じて達成する目標、振興策を示します。

##### 《 目 標 》

農業等に影響を及ぼす恐れのある外来生物や難防除雑草等の繁殖の防止に取り組み、農業環境を保全する

##### 《 振 興 策 》

主な振興策	実施施策
I 農業等に影響を及ぼす恐れのある外来生物や難防除雑草等について現状を把握し、情報提供を行う。	1) 外来生物や難防除雑草等について、発生状況を調査し、多発地域を把握するとともに、外来生物や難防除雑草等についての情報の提供を進め、早期発見と駆除を進める。

主な振興策	実施施策
II 外来生物や難防除雑草等に対する防除方法について関係機関と連携し、防除体系を研究し普及する。	1) 農業改良普及センターやJAと連携し、外来生物や難防除雑草等についての防除方法について調査・研究し、防除技術の情報を提供し普及を図る。

##### 《 数値目標 》

数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠または説明
	現状 (H27)	目標 (H33)	
—	—	—	直接的に数値として反映される施策ではないため、数値目標は設定しない。



# 第6章 人材バンク制度

# 参考資料

## 1 農業人材バンク制度

## 資料1 安曇野市農業農村振興基本条例

平成 25 年 3 月 28 日条例第 10 号

### ◆ 農業人材バンク制度とは

「農業人材バンク制度」は「稼ぐ」ための農業から「生きる」ための農業まで、様々な立場の市民の農業へのニーズと、農業技術アドバイザーや既存の組織、JA、県などを円滑につなぐための制度とします。

### ◆ 農業技術アドバイザー制度の確立

農業人材バンク制度の中でも、まず農業のプロが農業技術を指導する仕組みづくりを確立することを目指します。安曇野市農政課が窓口となり、指導等を求める市民の依頼に応じて、適切な人員により対応します。

既にブランド化やその可能性を秘めた農産物の栽培技術に通じた農業者等や営農指導員OB、改良普及員OBなどを、再生協議会で「農業技術アドバイザー」として認定します。長年培った優れた知識や技能を次世代に伝承していくため、巡回指導や相談等を行います。

### ◆ 農業人材バンク制度が目指す枠組み

当面は、農業技術アドバイザー制度の確立と定着を目指し、将来的には農業・農村の振興に関連する幅広い分野を対象として、農業人材バンク制度の確立を目指していきます。農業者への専門的な技術指導をはじめ、加工方法の指導や学校や地域での子どもたちへの指導、家庭菜園等での栽培についての相談、さらに販売指導まで、幅広い市民のニーズに応えられるような仕組み作りを目指します。

安曇野市農業農村振興基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく基本方針を定め、市、農業者、農業団体、事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、農業及び農村の振興に関する施策を計画的に推進し、もって農業及び農村に対する市民の理解を深めるとともに、本市の農業及び農村の持続的発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農業を営む個人、法人、団体等をいう。
- (2) 農業団体 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区その他農業に係る活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 消費者に農産物を供給する事業又は農業及び農村を活用した事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 市民 市内に居住する者及び就労又は就学する者並びに市内に土地を所有する者をいう。

### (基本理念)

第3条 農業は、市の基幹的産業の一つとして、良好な営農環境が確保されつつ、自然環境と調和した持続的な発展が図られるとともに、市民が健康で豊かな生活を実現するために、安全・安心な農産物を供給する体制が整備されなければならない。

2 農村は、農業生産活動の基盤として将来にわたり保全されつつ、農村が持つ多面的機能が発揮され、地域住民が豊かな田園環境の恵みを受用できる生活の場として整備されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、農業者、農業団体、事業者及び市民と協力しなければならない。

### (農業者の役割)

第5条 農業者は、基本理念に基づき、自らが農産物の安定的な供給者であるとともに、農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に積極的に取り組まなくてはならない。

### (農業団体の役割)

第6条 農業団体は、基本理念に基づき、農業者の営農活動の発展及び農村環境の保全に取り組まなくてはならない。

### (事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、農産物及び農村資源を積極的に活用するとともに、消費者及び利用者への提供に努めなければならない。

### (市民の役割)

第8条 市民は、基本理念に基づき、農産物を供給する農業と自らが暮らす農村の果たす重要性への理解を深めるとともに、農産物の消費及び生産活動への理解並びに環境やコミュニティを育む農村の維持に協力するよう努めなければならない。

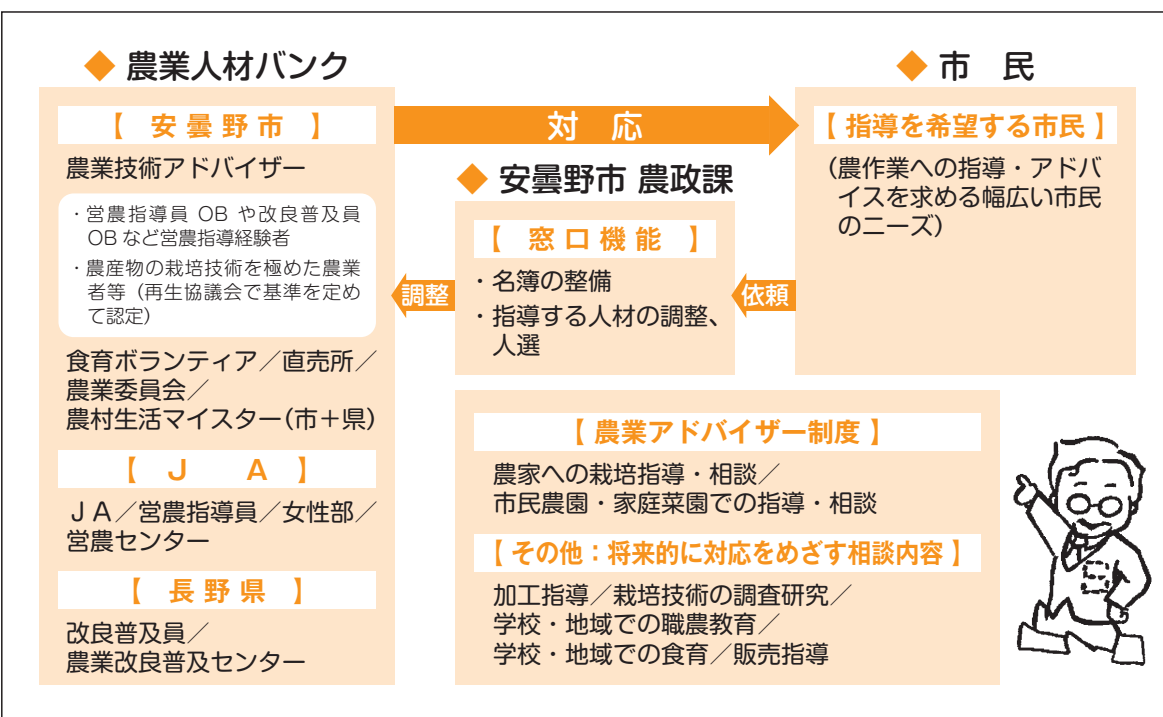
### (農業及び農村の振興に関する基本方針)

第9条 市が、基本理念を実現するための農業及び農村の振興に関する基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 農業経営に必要な基盤の整備や農産物の生産流通の拡大、農業者の販売力強化への支援などを通じて、農業者の所得を向上させ、農業を産業として成立させる。
- (2) 農業後継者の確保と地域のまとまりによる農業生産活動の持続を促し、市民全体の財産である田園環境や景観と生活の舞台である農村を維持する。
- (3) 北アルプス山麓に広がる環境の中で、将来にわたり安全・安心な農業の恵みを受用できるよう、その環境の保全に取り組み、広く市民が農に触れ、健康で生きがいのあふれるライフスタイルを実現する。

### (計画の立案)

第10条 市長は、前条に規定する基本方針に基づく施策を計画的に推進するため、農業・農村振興基本計画（以下「基本計画」という。）及び基本計画を実施するための農業・農村振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。



**(安曇野市農業農村振興計画推進委員会)**

第11条 振興計画の実施状況の点検及び評価並びに基本計画及び振興計画の推進に必要な調査及び提言をするため、安曇野市農業農村振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

**(委員)**

第12条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者又は団体に属する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業者
- (2) 農業関係団体
- (3) 事業者
- (4) 消費者団体
- (5) 識見を有する者
- (6) 公募により選出された市民
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第13条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

**(委任)**

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成25年5月1日から施行する。

**(安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)**

2 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）



**資料2 安曇野市農業農村振興計画策定委員会設置要綱**

平成23年3月31日告示第84号

改正

平成23年6月15日告示第179号

平成24年3月13日告示第48号

**安曇野市農業農村振興計画策定委員会設置要綱**

**(趣旨)**

第1条 この要綱は、市内における農業・農村の現状、課題等を明らかにし、将来の市の農業・農村振興の基本方向を定める安曇野市農業農村振興計画（以下「計画」という。）を策定するため、安曇野市農業農村振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

**(所掌事務)**

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項を所掌する。

**(組織)**

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者又は団体に属する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 識見を有する者
- (3) 農業委員会
- (4) 土地改良区
- (5) 農業協同組合
- (6) 安曇野市農業再生協議会
- (7) 農業者
- (8) 商工会
- (9) 消費者団体
- (10) 食生活改善団体
- (11) その他市長が必要と認める者

**(任期)**

第4条 委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

**(委員長及び副委員長)**

第5条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

**(オブザーバー)**

第7条 委員会は、計画の策定にあたり助言を聴取するため、オブザーバーを置くことができる。

**(調査部会)**

第8条 委員会は、計画の策定に関する調査、研究及び検討を行うため、調査部会を置くことができる。

**(庶務)**

第9条 委員会の庶務は、農林部農政課において処理する。

**(その他)**

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月15日告示第179号）

この告示は、平成23年6月15日から施行する。

附 則（平成24年3月13日告示第48号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

### 資料3 策定経過

年 月 日	策定委員会（主な協議事項）	調査部会（主な協議事項）
平成 28 年 6 月 13 日		第 1 回調査部会 ・計画検討体制について
平成 28 年 6 月 24 日	第 1 回策定委員会 ・委員委嘱、役員選任 ・農業農村振興基本計画の改定方針	
平成 28 年 7 月 5 日		第 2 回調査部会 ・策定委員会意見に対する方向性
平成 28 年 7 月 12 日	第 2 回策定委員会 ・調査部会検討に対する意見 ・「稼ぐ」「守る」「生きる」における課題	
平成 28 年 7 月 28 日		第 3 回調査部会 ・策定委員会意見に対する方向性
平成 28 年 8 月 4 日	第 3 回策定委員会 ・調査部会検討に対する意見 ・計画の構成、改訂すべき内容	
平成 28 年 9 月 1 日		第 4 回調査部会 ・策定委員会意見に対する方向性
平成 28 年 9 月 15 日		第 5 回調査部会 ・計画（素案）
平成 28 年 9 月 27 日		第 6 回調査部会 ・計画（素案）「守る」
平成 28 年 10 月 4 日		第 7 回調査部会 ・計画（素案）「生きる」
平成 28 年 10 月 11 日	第 4 回策定委員会 ・計画（素案）「守る」	
平成 28 年 10 月 19 日		第 8 回調査部会 ・計画（素案）「稼ぐ」
平成 28 年 10 月 21 日	第 5 回策定委員会 ・計画（素案）「生きる」	
平成 28 年 10 月 28 日		第 9 回調査部会 ・計画（素案）
平成 28 年 11 月 2 日	第 6 回策定委員会 ・計画（素案）「稼ぐ」 ・数値目標、計画構成、重点課題	
平成 28 年 11 月 8 日		第 10 回調査部会 ・計画（案）
平成 28 年 11 月 16 日	第 7 回策定委員会 ・計画（案）の検討、重点課題	
平成 28 年 12 月 26 日 ～平成 29 年 1 月 27 日	パブリックコメントの実施	

### 資料4 策定委員名簿

農業農村振興計画 策定委員会設置要綱 第3条区分	氏名	所属等
識見を有する者	佐 藤 進	松本新興塾
農業委員会	下 田 正 年	市農業委員会
土地改良区	中 島 義 朋	市土地改良区連絡協議会
農業協同組合	丸 山 昌 則	あづみ農業協同組合
	三 澤 清 一	松本ハイランド農業協同組合
市農業再生協議会	板 花 守 夫	市農業再生協議会
農業者	一 志 寛	農業者
	浅 川 拓 郎	農業者
	中 田 玲 子	長野県農村生活マイスター協会 安曇野支部
	安 田 大 樹	農業者
	林 明 彦	農業者
	古 旗 和 江	市農家民宿連絡協議会
	矢 淵 美 好	堀金物産センター
商工会	小 林 みな子	安曇野市商工会 女性部
消費者団体	三 澤 育 子	市直売所連絡協議会
	平 林 千 代	市消費者の会
	渡 辺 共 芳	加工業者
食生活改善団体	丸 山 和 子	市食生活改善推進協議会
その他市長が 必要と認めるもの	丸 山 光 弘	全国わさび生産者協議会
	小 池 晃	南安曇農業高等学校



## 資料5 調査部会・事務局名簿

### [ 調査部会 ]

所 属	職 名	氏 名
農林部	部長	大 向 弘 明
農林部農政課	課長	大 竹 範 彦
農林部農政課農業政策係	係長	山 田 四七夫
農林部農政課マーケティング担当	係長	高 橋 俊 樹
農林部農政課マーケティング担当	係長	百 瀬 正 幸
農林部農政課集落支援担当	係長	奈良澤 俊 史
農林部農政課集落支援担当	係長	中 村 紀 康
農林部農政課生産振興担当	課長補佐	矢 花 治
農林部農政課生産振興担当	係長	丸 山 忠 徳
農林部耕地林務課	課長	柴 野 明 敏
農林部耕地林務課耕地担当	課長補佐	上 野 雅 芳
農林部耕地林務課耕地担当	係長	城 取 信 久
農林部耕地林務課林務担当	課長補佐	丸 山 浩
農林部耕地林務課林務担当	係長	請 地 誠
農林部耕地林務課林務担当	係長	佐 藤 明 利
農業委員会事務局	事務局長	平 川 嘉 幸
農業委員会事務局	事務局次長	高 山 英 利
市農業再生協議会事務局	事務局次長	樽 沼 秀 隆
農林部農政課マーケティング担当	—	矢 島 悦 子

### [ 事務局 ]

所 属	職 名	氏 名
農林部農政課	課長	大 竹 範 彦
農林部農政課農業政策係	係長	山 田 四七夫
農林部農政課農業政策係	主査	赤 須 美 絵

